

第3期 高山市障がい者福祉総合計画

第7期 高山市障がい者福祉計画

第7期 高山市障がい福祉サービス計画

第3期 高山市障がい児福祉サービス計画

令和6年3月

高 山 市

はじめに



国では、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指しています。

この共生社会では、障がい者も社会において対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会参加するとともに社会の一員として責任を分担する存在としています。

その一方で、障がい者の社会参加を促進するためには、社会全体で障がい者の活動を阻害する要因を除去し、その能力を最大限発揮できるよう支援することが必要です。

誰もが参加できる共生社会は、行政だけでなく企業やNPO、地域の住民等のすべての社会構成員が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して取り組み、社会全体として推進していくことが重要であります。

しかし、地域では、長期間にわたって社会から孤立してしまう「ひきこもり」や「8050問題」など、複雑な問題を抱える家庭をどう支援していくかが大きな課題となっています。

また、障がい児を育てる家庭では日常生活の自立や就園・就学時の支援の途切れ、将来のことなど様々な不安を抱えています。

これまで本市では、平成10年3月に「高山市障害者福祉計画」を策定し、平成30年3月には、障がい福祉サービスや障がい児福祉サービスに関する内容を加えた「高山市障がい者福祉総合計画」を策定して、様々な障がい福祉施策を推進し、障がい者が親亡き後も住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域生活支援拠点や成年後見支援制度等を整備してまいりました。

本計画は前計画の基本目標である「やさしさにつつまれ健やかに暮らせるまち」を継承し、中長期的な視野のもと、障がい者が心身の状態に応じ生涯にわたって切れ目なくサービスが受けられる環境や、障がいの有無によって分け隔てられることなく誰もが個性や能力を発揮し、お互いに尊重し支え合う共生社会の実現を目的とし、分野横断的に取り組むことができるよう策定しました。

計画を推進するにあたり、市民の皆様、障がい福祉サービス事業者、各種関係団体と連携・協働して取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、様々なご提言をお寄せいただきました多くの市民の皆様、貴重なご意見やご助言をいただきました高山市障がい者施策推進協議会委員、高山市地域自立支援協議会委員をはじめとする関係する皆様に心より深く感謝申し上げます。

令和6年3月

高山市長

田中 明

目 次

第1章	計画概要	1
第2章	計画内容	12
第3章	分野別施策	
1	地域生活の維持・継続	
(1)	相談支援体制の充実・強化	
①	相談支援体制の充実・強化	14
(2)	障がい福祉サービスの充実	
①	障がい福祉サービスの確保と充実	20
②	自己負担軽減等の支援	27
(3)	地域移行の促進	
①	グループホームの確保	32
②	地域移行を支えるサービスの提供	36
③	住宅環境の整備	38
(4)	保健・医療の充実	
①	保健・医療の充実と障がい発生予防	39
2	自立の促進	
(1)	経済的自立の促進	
①	就労の促進	43
②	工賃向上に向けた支援	49
(2)	生活の場の確保	
①	施設入所の支援	51
3	健全な発達支援	
(1)	早期発見と支援	
①	早期発見と支援体制の整備	54
(2)	成長段階に応じた支援	
①	未就学児への発達支援	58
②	多様なニーズに対応した教育の充実	60
③	放課後・長期休業の支援体制の充実	63
(3)	切れ目のない支援体制の充実	
①	自立までの切れ目のない支援体制の充実	65
4	地域共生社会の実現	
(1)	権利擁護体制の充実	
①	成年後見制度等の普及・啓発	71
②	差別や虐待に対する相談体制の強化	73

(2) 安心して快適に暮らせる環境づくり	
① ユニバーサルデザインのまちづくり	76
② 情報のバリアフリー化	78
③ 地域支援体制の確立	80
(3) 社会参加の促進	
① 地域活動への参加と交流促進	83
② 障がい者福祉への理解の推進	87
③ ボランティア組織の育成、推進基盤の整備	89
第4章 分野横断的な対応	
1 「障がい者の親亡き後の生活」や「ひきこもり・8050問題」の対応	90
2 分野横断的に対応する事案	90
(1) 障がい者の親亡き後の生活	90
(2) ひきこもり・8050問題	91
第5章 計画の推進	93
《 資 料 》	
1. 障がい福祉サービスの種類	94
2. 令和8年度成果目標	98
3. 障がい福祉サービス等の見込量	106
4. 地域生活支援事業の見込量	108
5. 障がい児のこども・子育て支援等の見込量	109
6. 障がい児通所支援等の見込量	109
7. 障がい者マークの種類	110

第1章 計画概要

1 計画の背景と主旨

市では、これまで平成10年に障がい者のための施策に関する基本的な計画となる「障害者計画」を策定し、平成18年には障がい福祉サービスの提供体制の確保や円滑な実施等について規定した計画となる「障害福祉計画」を策定し、いずれも第5期まで改定し、障がい施策の充実と障がい者が安心して障がい福祉サービスを利用できるよう努めてきました。

また、平成30年からは、児童福祉法の改正により、新たに「障害児福祉計画」を策定することとなったことを受け、障がい福祉関連の3つの計画（「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」）を統合し、「高山市障がい者福祉総合計画」として一体的に推進してまいりました。

その他、平成17年には「高山市誰にもやさしいまちづくり条例」を施行し、誰もが安全に快適に過ごせ、利用しやすい施設や生活環境の整備を促進するとともに、誰もが安心して心ゆたかに過ごせるまちづくり、互いに理解し尊重し合うまちづくりを目指して、市、市民及び事業者の責務を明らかにしつつ「安全・安心・快適なまちづくり」をすすめてきました。

この間、国では、平成26年に障害者権利条約を発効させると共に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行され、更には「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されるなど、障がい者が安心して生活や就労できるための環境整備や権利擁護の実現に向けた取り組みが一層強化されています。

また、障がい者の社会参加に向けた支援も強化されてきており、平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下「障害者文化芸術推進法」という。）」が施行され、令和元年には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」の施行のほか、令和3年に開催された東京オリンピック・パラリンピックを契機に障がい者スポーツへの関心も高まっています。

近年では、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行のほか、令和4年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）」の施行、令和5年には「こども基本法」を制定、令和6年4月から施行される改正障害者差別解消法など、共生社会の実現に向けて、障がい者を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。

市では、国の動向や社会情勢等の変化に対応しながら、地域の実情や障がい者を取り

巻く状況や課題を踏まえ、障がい者が生涯にわたり切れ目なくサービスが受けられることができ、障がいのある人もない人も地域で支え合いながら自立した暮らしができる共生社会の実現を目指して、「第3期高山市障がい者福祉総合計画」として改定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、「高山市第八次総合計画」の都市像『人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山』の実現に向けて、高山市誰にもやさしいまちづくり条例、高山市地域福祉計画をはじめとした関連計画及び高山市教育大綱との調和、整合性を確保し、障害者基本法等に定めのある以下の3つの計画を統合した計画とします。

① 障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村における「障害者のための施策に関する基本的な計画」

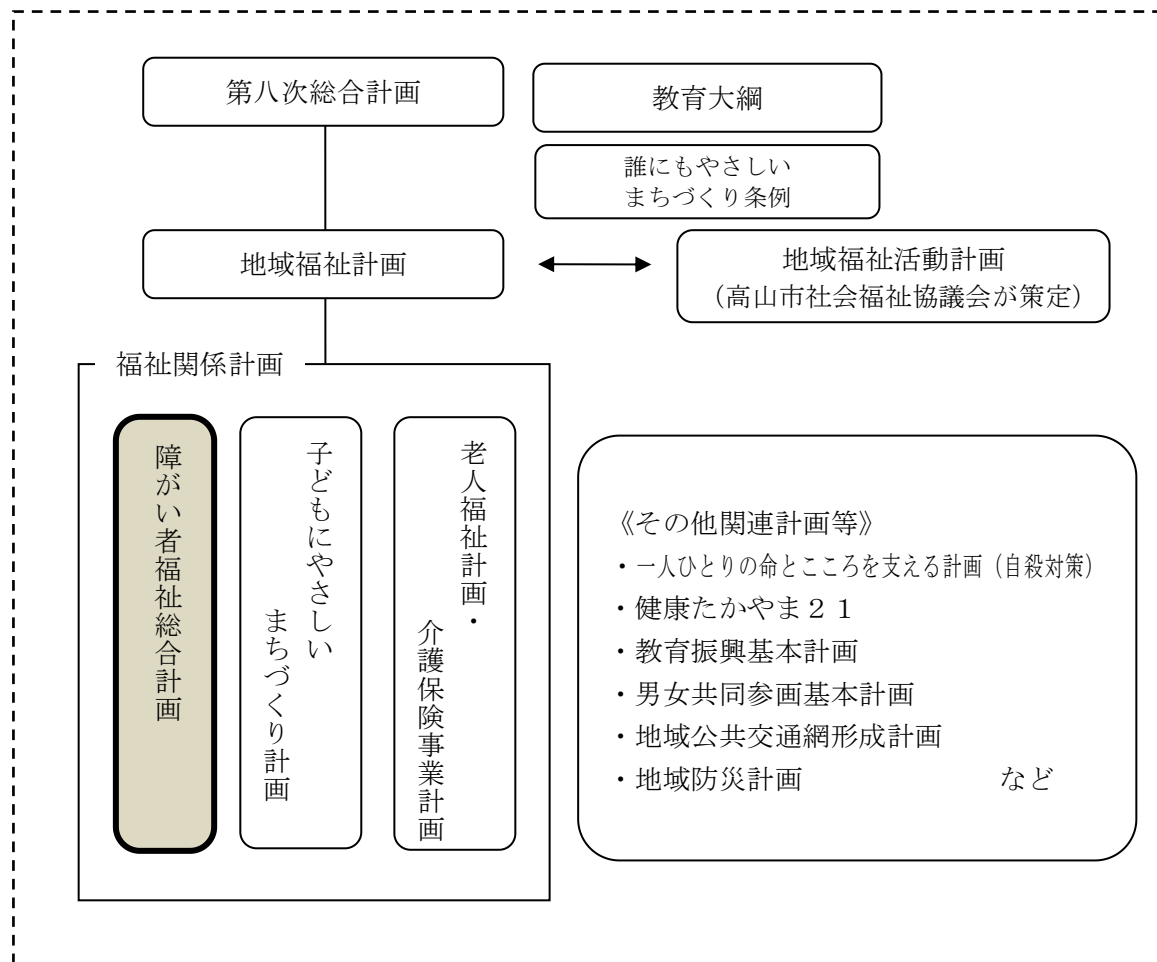
② 障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」

③ 障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」

概念図



3 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。
ただし、今後の状況によっては必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

この計画は、全市民を対象とします。

この計画に定める保健、医療、福祉、教育などの対人サービスは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者*及び難病患者等を対象とするものですが、地域共生社会の実現は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民に関係するものであるため、全市民を対象とします。

※障がい者

本計画においての「障がい者」とは、特に記載のない限り「障がい児」を含めた者を指します。

5 計画の推進体制

この計画は、基本目標に基づき、障がい者が、地域で安心して快適に暮らせる環境をつくるため、相談支援体制の充実、福祉サービスの充実、生活の自立に向けた支援強化、就労の場や住まいの確保など地域生活の支援、保健・医療の充実、障がいの早期発見と支援、成長段階に応じた支援、ハード及びソフト面のバリアフリー化、地域活動への参加とボランティアの充実等を目指し、施策を推進します。

諸施策の着実な推進を図るために、障がい者関係団体等が参加する高山市障がい者施策推進協議会与行政との連携を密にするとともに、障害者総合支援法等の制度や相談支援体制、福祉サービスの利用方法などが市民に浸透するよう、広報たかやまやホームページなどを積極的に活用し、啓発をすすめます。

また、高山市地域自立支援協議会*において、構成員である高山市社会福祉協議会や福祉サービス提供事業者、医療関係者等が連携し、市民への情報伝達や相談支援を行います。

なお、この計画については、毎年、高山市障がい者施策推進協議会において計画の進捗状況の報告や施策の見直し等の進行管理をPDCAサイクル*の考え方に基づき行います。

更に、障がい者からの意見や関係団体等の市民の声を反映しながら市民との協働により施策を推進します。

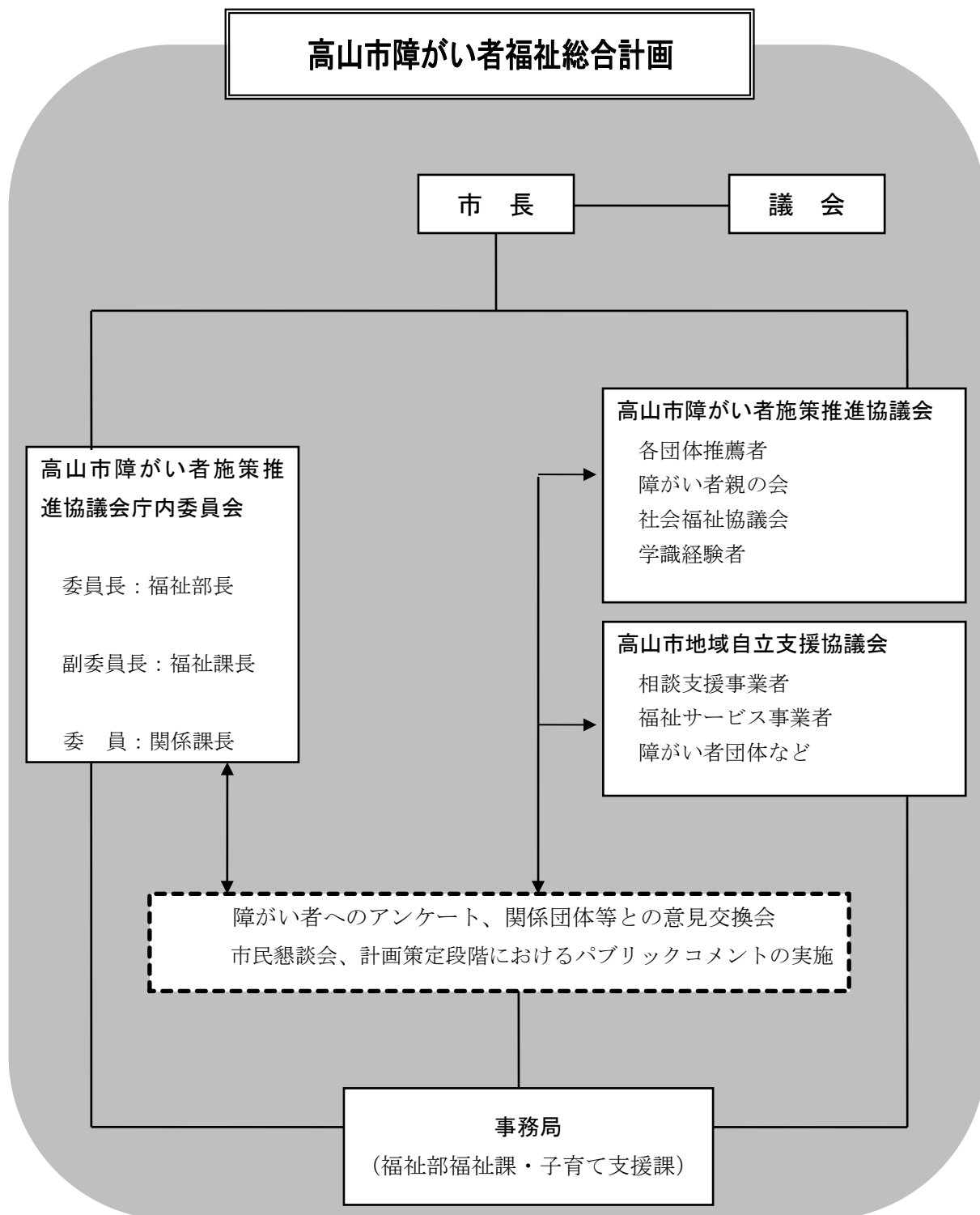
※高山市地域自立支援協議会

障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう相談や必要な情報の提供、権利擁護のための必要な援助等を行う関係機関のネットワーク

※PDCAサイクル

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスの順に実施していくもの

推進体制図



6 障がい者の状況

(1) 人口

市の人口は、減少傾向にあります。人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は令和4年度末現在35.6%となり、高齢化が進んでいます。

(表1) 人口

(単位：人、%)

年度	区分	男性		女性		合計	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
H28 (2016)	18歳未満	7,334	17.3	7,104	15.2	14,438	16.2
	18～64歳	23,205	54.6	23,504	50.2	46,709	52.3
	65歳以上	11,920	28.1	16,198	34.6	28,118	31.5
	計	42,459	100	46,806	100	89,265	100
H31 (2019)	18歳未満	6,793	16.4	6,589	14.5	13,382	15.4
	18～64歳	22,631	54.6	22,512	49.6	45,143	51.9
	65歳以上	12,054	29.1	16,326	35.9	28,380	32.7
	計	41,478	100	45,427	100	86,905	100
R4 (2022)	18歳未満	6,321	15.8	6,061	13.9	12,382	14.8
	18～64歳	21,660	54.3	21,396	49.0	43,056	51.6
	65歳以上	11,906	49.9	16,193	37.1	28,099	35.6
	計	39,887	100	43,650	100	83,537	100

(市市民課)

※以降の各表については、特に記載のない限り各年度末数値

(2) 身体障がい者

① 身体障がい者数

市内の身体障害者手帳の所持者は、令和4年度末現在4,056人となっており、平成31年度末と比べると115人（2.8%）減少しています。また、人口に占める割合は4.9%となっており、障がいの等級別では、重度の障がい（障がい等級1・2級）がある身体障がい者の割合は全体の41.8%となっています。

(表2) 身体障がい者数

(単位：人)

年度	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
H28 (2016)	18歳未満	33	11	14	5	0	5	68
H31 (2019)		32	7	9	9	1	2	60
R4 (2022)		35	7	8	4	0	4	58
H28 (2016)	18歳以上	1,176	582	1,028	1,014	289	231	4,320
H31 (2019)		1,150	570	971	934	253	233	4,111
R4 (2022)		1,111	544	952	903	238	250	3,998
H28 (2016)	合計	1,209	593	1,042	1,019	289	236	4,388
H31 (2019)		1,182	577	980	943	254	235	4,171
R4 (2022)		1,146	551	960	907	238	254	4,056

(岐阜県身体障害者更生相談所)

② 身体障がいの種別

身体障がいの種別では、令和4年度末現在、肢体不自由が2,092人(51.6%)、心臓疾患や腎臓疾患等の内部障がいは1,328人(32.7%)となっており、この2種で全体の84.3%を占めています。

(表3) 身体障がいの種別

(単位：人、%)

年度	区分	視覚	聴覚平衡	音声言語	肢体不自由	内部	計
H28 (2016)	人数	294	314	40	2,597	1,143	4,388
	構成比	6.7	7.1	0.9	59.2	26.1	100
H31 (2019)	人数	285	327	32	2,324	1,203	4,171
	構成比	6.8	7.9	0.8	55.7	28.8	100
R4 (2022)	人数	269	332	35	2,092	1,328	4,056
	構成比	6.6	8.2	0.9	51.6	32.7	100

(岐阜県身体障害者更生相談所)

(3) 知的障がい者

① 知的障がい者数

市内の療育手帳の所持者数は、令和4年度末現在973人となっており、平成31年度末と比べると51人(5.5%)増加しています。その内訳は重度が361人(37.1%)、中度・軽度が612人(62.9%)となっています。

(表4) 療育手帳所持者数 (単位：人)

年度	A 重度	B 1 中度	B 2 軽度	計
H28 (2016)	335	259	270	864
H31 (2019)	352	286	284	922
R 4 (2022)	361	293	319	973

(岐阜県知的障害者更生相談所)

(4) 精神障がい者

① 精神障がい者数

自立支援医療における精神通院医療(精神病の治療等を目的とした医療費を助成する制度)の受給者数は、令和4年度末現在1,047人となっており、平成31年度末と比べると66人(6.7%)増加しています。

また、平成7年に精神保健法が改正され、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律となり、精神障害者保健福祉手帳制度が導入されました。当時は、この手帳を所持することによる福祉的な援助制度が少なかったこともあり、平成9年度の所持者は15人でした。障害者自立支援法(平成25年4月より障害者総合支援法に改正)の施行による三障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい)の一元化により、利用できるサービスが増加したこともあって、令和4年度末現在872人となっています。平成31年度末と比べると97人(12.5%)増加しており、他の手帳と比較して大きく増加しています。

(表5) 自立支援医療受給者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者 (単位：人)

年度	自立支援医療	精神障害者保健福祉手帳			
		1級	2級	3級	計
H28 (2016)	923	122	389	133	644
H31 (2019)	981	139	486	150	775
R 4 (2022)	1,047	162	516	194	872

(飛騨保健所)

(表6) 病名別精神障がい者把握患者数

(単位：人)

病名	H27 (2015)	H30 (2018)	R3 (2021)
統合失調症	302	298	300
脳器質性精神障がい（認知症他）	54	68	114
中毒性精神障がい	16	16	34
その他の精神病（人格、心理的発達障がい）	35	59	65
精神遅滞	11	14	18
気分（感情）障がい	279	313	329
生理的・身体的行動障がい	4	6	5
神経症性、ストレス性障がい	104	111	118
てんかん	61	70	79
その他	35	49	46
計	901	1,004	1,108

(飛騨保健所)

(5) 難病患者**① 難病患者数と疾病の状況**

難病*のうち、指定難病*については特定医療費助成*の対象となり、その受給者は令和3年度末現在で447人となっています。

また、平成25年度から障害者総合支援法の施行により、身体障害者手帳の有無に関わらず、難病患者も障がい福祉サービスの対象となりました。

(表7) 特定医療費受給者数

(単位：人)

病名	H27 (2015)	H30 (2018)	R3 (2021)
ベーチェット病	9	4	3
多発性硬化症	10	5	9
重症筋無力症	10	11	11
筋萎縮性側索硬化症	2	2	4
パーキンソン病関連疾患	69	66	55
潰瘍性大腸炎	77	53	55
再生不良性貧血	9	4	7
全身性エリテマトーデス	41	30	29
特発性血小板減少性紫斑病	14	6	9
全身性強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	52	36	36

病名	H27 (2015)	H30 (2018)	R3 (2021)
バージャー病	1	1	0
高安動脈炎	3	3	1
後縦靭帯骨化症	16	10	6
特発性拡張型心筋症	12	14	6
特発性間質性肺炎	5	14	14
神経線維腫症	2	3	4
多発血管炎性肉芽腫症	3	2	3
もやもや病	25	13	10
原発性胆汁性肝硬変	18	2	0
天疱瘡	5	1	0
サルコイドーシス	37	15	13
脊髄小脳変性症	9	9	6
特発性大腿骨頭壊死症	17	18	12
クローン病	14	12	14
網膜色素変性症	2	3	2
その他	96	92	138
計	558	429	447

(飛騨保健所)

難病法の施行に伴う特定医療費の支給に係る経過措置（3年間）が平成29年12月で終了し、難病法の認定基準が適用された影響により、平成30年度の受給者数は減少している。

※難病

- (1)原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病
- (2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題等のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担が大きい疾病

※指定難病

「難病の患者に対する医療費に関する法律（難病法）」に基づき、国内の患者数が一定以下であり、客観的な判断基準が確立している厚生労働大臣が指定する疾病。令和3年11月現在で338疾病が認定されている。

※特定医療費助成

難病法に基づく都道府県が指定する医療機関で指定難病の治療にかかる医療費の自己負担額の一部を助成する制度

(6) 発達障がい者

① 発達障がい者数

発達障がい※は、発達障がいと言われる全ての人に障がい者手帳が交付されるものではないため、発達障がい者数を把握することは困難ですが、令和4年度の障がい児通所支援事業の利用者数は、554人となっています。

また、平成24年の障害者自立支援法の一部改正により、発達障がい者が障がい福祉サービスの対象となりました。

※発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法に「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

(表8) 障がい児通所支援事業利用者数

(単位：人)

年度	実利用者数
H28 (2016)	472
H31 (2019)	528
R4 (2022)	554

(市子育て支援課)

第2章 計画内容

1 計画の基本目標

この計画では、施策を推進することにより、地域における支えあいの仕組みが整い、障がいのある人もない人も社会とつながり、生涯にわたって必要な支援が受けられ、自分らしく・健康で安心した生活を送れるようにするため、基本目標を定め、地域がどのような状態を目指していくのかを具体的に示すために、2つの目指す姿を掲げています。

<基本目標>

やさしさにつつまれ 健やかに暮らせるまち

<目指す姿>

誰もが個性や能力を發揮し、互いに尊重し支え合う共生社会の中で

- ① 障がい者が心身の状況に応じて、生涯にわたって切れ目なくサービスを受けられる環境が整っています。
- ② 障がい者が地域で支えられながら、積極的に社会参加し、自立して暮らしています。

2 計画の分野、基本的施策、個別施策及び成果目標等

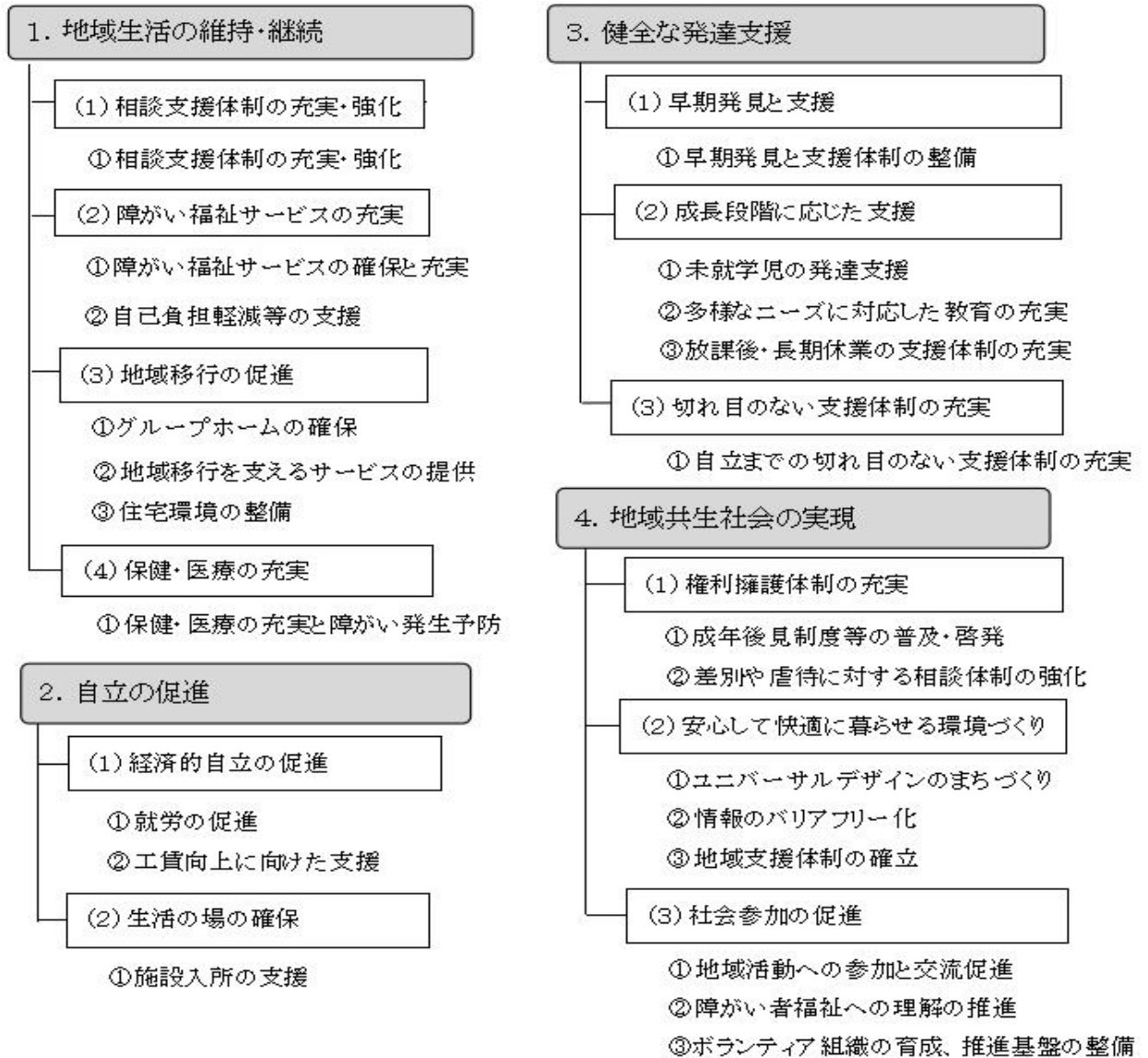
この計画では、基本目標を実現するための基本的施策及び個別施策を4つの分野「地域生活の維持・継続」、「自立の促進」、「健全な発達支援」、「地域共生社会の実現」に整理し、項目ごとに現状と課題を明らかにして、個々の施策を推進します。また、国の基本指針^{*}に定めのある成果目標、障がい福祉サービスの見込量及びその確保策等も施策ごとに記載します。

記載するにあたっては、自立支援給付のうち、介護給付と訓練等給付を訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの各サービスに区分し、必要量の見込みを設定します。また、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、地域生活支援事業においても必要量の見込みを設定します。必要量の見込みについては、特に記載のない限り、令和3年度から令和5年度までの実績を基本に、令和6年度から令和8年度までの各年度の見込量を推計しています。

※国の基本指針

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的に厚生労働大臣が定めるもので、都道府県・市町村はこの基本指針に即して障害福祉計画・障害児福祉計画を定めるものとされています。

施策の体系



【親亡き後、ひきこもり・8050 問題への対応】

分野横断的に対応していく。

〔親亡き後〕

- 相談支援体制の整備【1.(1)①相談支援体制の充実・強化】
- 生活できる場の確保【1.(3)①グループホームの確保、1.(3)②地域移行を支えるサービスの提供、2.(2)①施設入所の支援】
- 経済的な面での支援【2.(1)①就労の促進】
- 多職種が連携し支援できる協力体制の構築【1.(1)①相談支援体制の充実・強化】
- 身上監護や財産管理【4.(1)①成年後見制度等の普及・啓発】

〔ひきこもり・8050問題〕

- 対象者の把握【1.(1)①相談支援体制の充実・強化】
- 家族に対する情報提供、集いの場の確保【1.(1)①相談支援体制の充実・強化、4.(3)①地域活動への参加と交流促進】
- 相談支援体制の整備【1.(1)①相談支援体制の充実・強化】
- 背景にある精神障がい等に対する支援【1.(1)①相談支援体制の充実・強化】
- 家族を含むストレスの強い環境の改善、支援機関の掘り起こし、環境的条件の改善【1.(4)①保健・医療の充実と障がい発生予防】
- 思春期の自立過程の挫折に対する支援【3.(1)①早期発見と支援体制の整備】

第3章 分野別施策

(分野別施策) 1 地域生活の維持・継続

(基本的施策) (1) 相談支援体制の充実・強化

(個別施策) ① 相談支援体制の充実・強化

(現 状)

- ・市では、地域生活支援事業の相談支援事業として3事業者に相談支援業務（一般相談）を委託し、障がい者のあらゆる相談に応じ、安心して暮らせるための支援や自立のための支援などを行っています。
- ・障がい者やその家族等から、どこに相談すればよいかわからない等との声があります。
- ・ひきこもりや8050問題、障がい者への虐待など、解決に時間を要する複雑な問題があります。また、このような問題を抱える家族等が、相談窓口を訪れるのは難しいのが実状です。
- ・障がい者を対象に実施したアンケート調査では、家族等の介助者のうち、60歳以上の割合が約7割になっており、介助者の高齢化が進んでいます。（図1）
- ・令和3年度には福祉サービス総合相談支援センター内に基幹相談支援センター[※]を設置し、障がい者及びその家族などからの様々な相談に応じ支援を行っています。
- ・市では、令和5年度に地域生活支援拠点等[※]の整備を行い、障がい者が地域で安心して生活できるよう、介護者の急病や事故などの緊急時の受け入れやサービスが提供できる体制を構築しました。

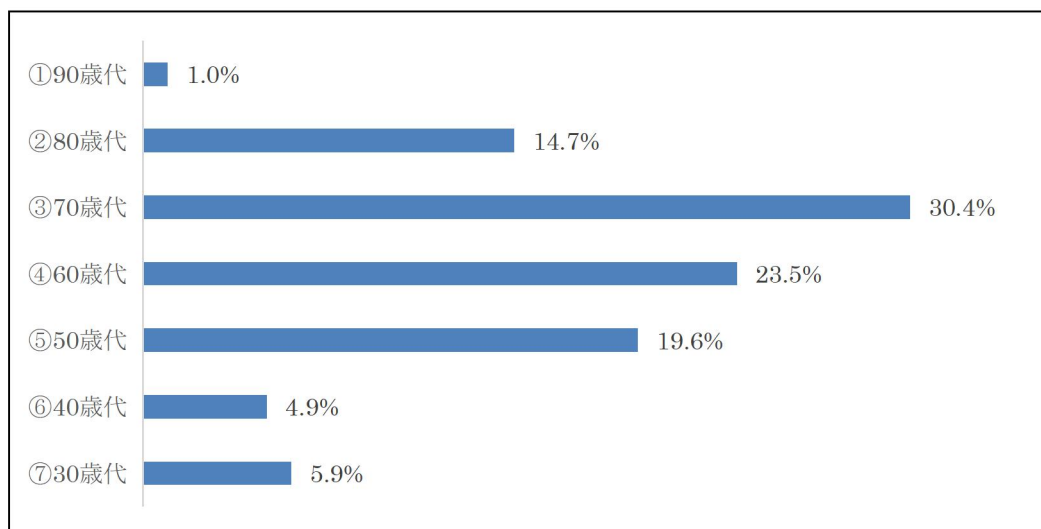
※基幹相談支援センター

身体障がい、知的障がい、精神障がいの相談を総合的に行う地域における相談支援の中核的な役割を担う機関

※地域生活支援拠点等

障がいの重度化、高齢化や「親亡き後」に対応するため、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネート等の配置等）の項目の機能を満たす拠点（複数の事業所・機関による面的整備方式を含む。）

(図1) 介助の中心となっている方の年齢はいくつですか？



(R5.12 障がい者福祉計画に関するアンケート調査より)

(課題)

- ・障がい者とその家族が安心して地域で日常生活を送るためには、障がい者とその家族が抱えている不安や問題を相談しやすい環境を整備することが必要です。
- ・障がい者やその家族等の様々な不安を解消するため、基幹相談支援センターをはじめとする地域の相談支援事業所などの支援体制の周知が必要です。
- ・外出することが困難で、家にひきこもっている人が、社会に一步踏み出す機会やきっかけをつくる必要があります。
- ・障がい者支援施設の入所者や精神科病院に入院している精神障がい者が、地域移行するためには、住居の確保や日常生活を営む上での生活能力の向上など多くの課題があり、障がい者の自立にむけて相談支援の強化が必要です。
- ・基幹相談支援センターの相談件数は年々増加傾向にあり、相談内容も多様化・複雑化しているなど、支援には多職種による多機関との連携が必要です。
- ・障がい者の親亡き後や、介護者が高齢になっても、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域生活支援拠点等に求められる機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入・対応、④専門的な人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を拡充していく必要があります。
- ・相談に至った時には問題が深刻な事態になっていることが多いため、地域全体が支え合うという意識を醸成していき、早期発見・早期支援につながる支援体制の構築を検討していく必要があります。

(個別施策)

① 相談支援体制の充実・強化

ア 相談支援体制の確保と充実・強化

- ・基幹相談支援センターをはじめとする市内の相談支援事業所や身体障がい者相談員・知的障がい相談員の役割や活動を広く周知し、身近な相談場所・相談者としての位置付けを推進します。
- ・基幹相談支援センターにおいて、困難ケースへの訪問型支援や多機関と連携した伴走型支援を行います。
- ・基幹相談支援センターと障がい者生活支援事業を受託している相談支援事業所が連携し、それぞれの役割分担を明確にし、相談支援の円滑化かつ相談支援専門員の資質の向上を図っていきます。

イ 相談支援事業所の対応能力の向上

- ・計画相談支援の利用者の多様化や問題の複雑化への対応、障がい者等が抱える問題の解決を図るため、基幹相談支援センターが相談支援事業所に対する助言、研修等を行います。
- ・高山市地域自立支援協議会の活動や各種研修会などを通じて、相談支援専門員の資質向上に取り組み、相談支援事業所の対応能力やサービス等利用計画、障がい児支援利用計画の質の向上を図ります。
- ・市内の相談支援事業所のネットワークを構築し、情報提供及び情報共有を行うとともに、事業所間の関係強化を図っていきます。

ウ 地域生活支援拠点等の機能の充実

- ・基幹相談支援センター内に地域生活支援拠点のコーディネート機能を設置し、緊急時への支援、地域生活に向けた相談対応など総合的に支援していきます。
- ・相談機能において、訪問看護師や薬剤師など在宅医療に携わる専門職とも連携を図りながら、アウトリーチによる相談支援を展開していきます。
- ・関係事業者等と調整を行い、地域生活の体験の場（生産活動サービスのお試し利用やグループホームの短期宿泊体験等）を提供していきます。
- ・障がい者の地域移行の推進や、障がい者の地域生活を支援するための人材の育成、地域に向けた障がいへの理解の促進に努めていきます。
- ・地域生活支援拠点の運用について、高山市地域自立支援協議会、協力事業者及び利用者等の意見を踏まえながら、ニーズに対応した仕組みとなるよう拡充していきます。

エ 関係機関と連携した相談支援

- ・高山市地域自立支援協議会において相談支援事業者の中立・公平性の確保を図るとともに、こども家庭センター、福祉サービス総合相談支援センター（基幹相談支援センター）及び高山市社会福祉協議会等との連携強化により、障がい児から障がい者までの切れ目のないサポート体制や、情報提供の充実を図ります。
- ・基幹相談支援センターにおいて、困難ケースへの訪問型支援や多機関と連携した伴走型支援を行います。（再掲）

オ 誰もがアクセスしやすい相談支援体制の充実

- ・支所地域においても、身近な場所で、障がい者、家庭児童、生活困窮者等に対して様々な相談・支援を行います。
- ・ひきこもりなどの理由により外出ができない方への相談先として、SNS などの活用による電子版相談窓口の設置について検討していきます。
- ・基幹相談支援センターをはじめとする市内の相談支援事業所や身体障がい者相談員・知的障がい相談員の役割や活動を広く周知し、身近な相談場所・相談者としての位置付けを推進していきます。（再掲）

— 成果目標 —

◎ 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針においては、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること（基幹相談支援センターの設置）が基本とされています。

高山市では、令和3年度に高山市福祉サービス総合相談支援センターの中に、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置しました。

【活動指標】

事項	R8（2026） 【見込】
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	3件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	6回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	6回

主任相談支援専門員の配置数	1人
協議会 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	6回
参加事業者・機関数	33人
専門部会の設置数	5部会
専門部会の実施回数	34回

— 成果目標 —

◎ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針においては、令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することが基本とされ、また強度行動障害を有する障がい者への支援の体制の整備が追加されています。

高山市では、令和5年度に地域生活支援拠点等を設置し、今後は機能の充実に向けた検証及び検討を行うことを目標とします。

【活動指標】

事項	R8 (2026) 【見込】
設置カ所数	1カ所
コーディネーターの配置人数	1人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数（年間）	1回
強度行動障害を有する障がい者に関してその状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	有

(関連するサービス)

i) 相談支援（自立支援給付）

ア 提供するサービスの見込量

区分	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
計画相談支援（障がい者）	800 人分	820 人分	840 人分
計画相談支援（障がい児）	150 人分	150 人分	150 人分

イ 見込量の確保策

- 個々のニーズに応じたサービス利用計画が立案できるよう相談支援事業所等と連携を図ります。

ii) 相談支援（地域生活支援事業）

ア 提供するサービスの見込量

区分	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
相談支援事業所数	4 カ所	4 カ所	4 カ所

イ 見込量の確保策

- 相談支援事業者のネットワークを構築し、連携して事業を行います。
- 基幹相談支援センター、地域包括支援センター、高山市社会福祉協議会、相談支援事業者、指定介護保険事業者等と連携し、地域に密着したサービスの提供体制の確保、情報提供、相談体制の整備を行います。
- 広報たかやま等で、相談支援事業について事業者や事業内容の啓発をすすめ、障がい者の地域での自立を支援します。

※見込量の単位

○自立支援給付

「人 分」・・・利用者数（人／月）

「時間分」・・・利用時間数（時間／月）

「人日分」・・・利用日数（日／月）

○地域生活支援事業

「カ 所」・・・設置数

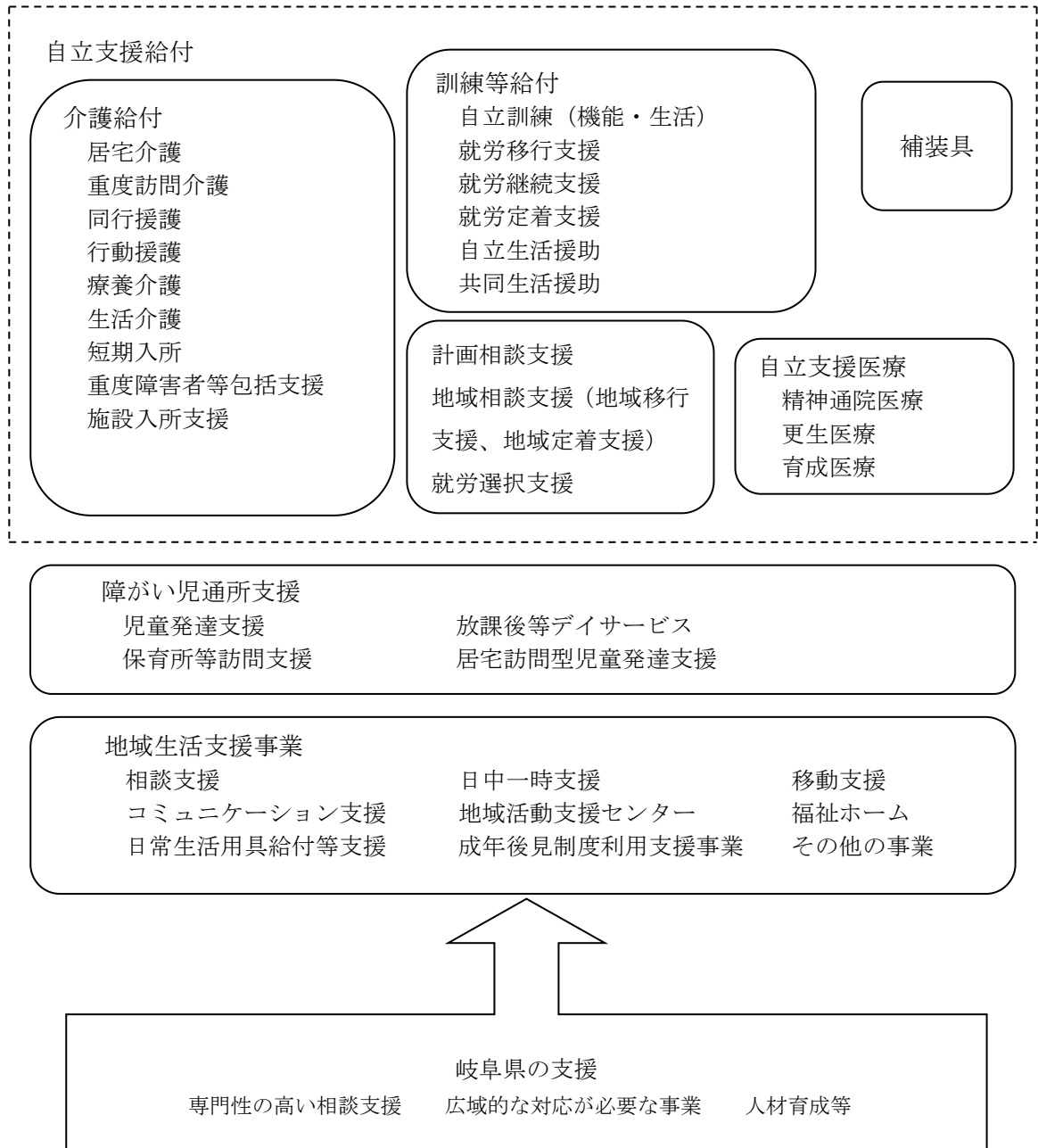
「 回 」・・・年間の延回数

「 件 」・・・年間の延件数

「 人 」・・・年間の実人数

(分野別施策) 1 地域生活の維持・継続
(基本的施策) (2) 障がい福祉サービスの充実
(個別施策) ① 障がい福祉サービスの確保と充実

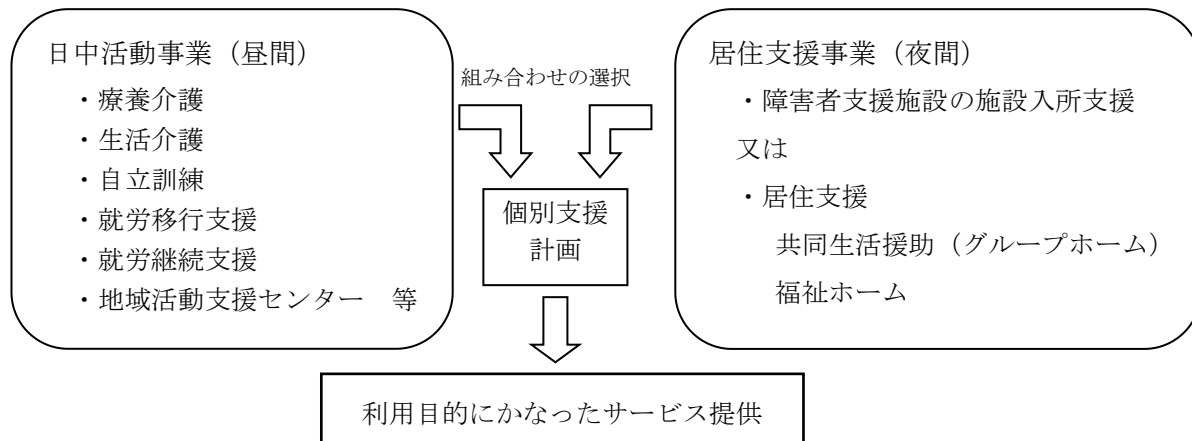
サービス体系図



※各種サービスの内容等についてはP 9 4以降をご参照ください。

利用する仕組み

昼間のサービス（日中活動事業）と夜間のサービス（居住支援事業）に区分し、入所者は、次のサービスを組み合わせる利用する仕組みになっています。



（現 状）

- ・障がい福祉サービスは、平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、障がいの種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）に関わらず、障がい者が必要とするサービスを利用できるよう、その仕組みが一元化されました。障がい福祉サービスの提供については、サービスの種類ごとに県又は市の事業所指定を受けてサービスの提供が行われています。
- ・平成24年4月に改正児童福祉法等が施行され、障がいのある児童が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、障がい児施設が通所による支援と入所による支援にそれぞれ一元化されました。また、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援等のサービスが創設されました。
- ・平成25年4月からは障害者総合支援法が施行され、サービス利用の対象者に難病患者の追加、障がい支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化など、障がい者の社会参加の機会がより確保され、共生社会の実現を図るものとなっています。
- ・平成30年度から介護保険サービスと障がい福祉サービスとの間で相互参入がし易くなる共生型サービス制度が導入されました。
- ・市では、令和4年度より重度障がい者等の就労を支援するために、通勤や職場等で必要となるサービスの費用を助成する事業（重度障がい者等就労支援特別事業）を創設しました。
- ・市では、放課後等デイサービスの利用が年々増加し、必要な児童が利用できない状況であったため、令和4年度に放課後等デイサービスの支給基準の見直しを行うとともに、令和5年度に個の状況に応じ支援量を調整する仕組みを設けました。
- ・国では障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労ア

セスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設しました。

- ・ 少子高齢化の影響等により、福祉分野においても新たな人材を確保することが難しくなっています。
- ・ 地震や大雨、大規模な自然災害が多発しています。
- ・ 令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染法上の取り扱いが5類に移行されましたが、感染の再拡大の防止に向け、事業所では適切な感染防止対策を行ったうえでサービス提供が行われています。

（課 題）

- ・ 障がい者のニーズが複雑・多様化する中で、質の高い障がい福祉サービスを提供することが重要となっています。
- ・ 医療依存度の高い障がい者が、必要なサービスを受けられる環境を整えることが課題となっています。
- ・ 障がい者が65歳に到達すると介護保険制度が優先となるため、慣れ親しんだ障がい福祉サービス事業所から新たな介護保険サービス事業所への円滑な移行が課題となっています。
- ・ 障がい福祉サービスの安定した提供を確保していくために、新たな人材確保策の展開やロボット・ICTを活用した効率・省力化や職員の負担軽減を図っていく必要があります。
- ・ 広域な市内を送迎する障がい福祉サービス事業所では、送迎に要する経費が報酬と乖離しているため、経営的に負担となっている事業所があります。
- ・ 支所地域に障がい福祉サービス事業所がないことや人材不足等により、十分にサービスが利用できないなど、地域間の格差が生じています。
- ・ 日中一時支援事業は、施設において日中に日常生活の介護などを行う介護者のレスパイトを目的としたサービスですが、事業者を支払われる単価に送迎への評価がないため、利用者へ送迎に対する負担などが生じています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大前の日常生活に戻ってきていますが、新型コロナウイルス感染症による教訓を踏まえ、感染症等が拡大してもサービスの提供が継続できる体制づくりが求められています。
- ・ 近年、自然災害が多発しており、障がい福祉サービス事業所における避難確保計画※の策定等を促進していく必要があります。

※避難確保計画

要配慮者等が利用する施設が、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な防災体制や訓練などに関する事項を定め、作成しなければならない計画

(個別施策)

① 障がい福祉サービスの確保と充実

- ・障がい福祉サービスの内容の周知とともに障がいに応じたサービスの提供を図ります。
- ・計画相談支援の利用者の多様化、問題の複雑化への対応や障がい者等が抱える問題の解決を図るため、基幹相談支援センターが相談支援事業所に対する助言、研修等を行います。また、高山市地域自立支援協議会の活動や各種研修会などを通じて、相談支援専門員の資質向上に取り組むことで、相談支援事業所の対応能力やサービス等利用計画、障がい児支援利用計画の質の向上を図ります。(再掲)
- ・在宅で障がい者を介護している家族の負担の軽減や不安を解消するため、医療機関、福祉施設等関係事業者との連携により、医療依存度の高い在宅障がい者の一時的な受け入れを促進し支援します。
- ・障がい者及び家族の状況、医療・福祉サービス事業者の偏在などの理由により、サービス利用が困難又はサービス量が不足する場合については、その支援策について障がい福祉サービス事業者等と検討します。また、共生型サービスへの参入を事業者等に促し、事業の実施を促進するとともに、支所地域において必要なサービスが利用できるよう事業者と検討をすすめます。
- ・国や県等と連携し、施設整備を予定している障がい福祉サービス事業者への情報提供や相談に応じるなど、施設整備を促進します。
- ・国や県等と連携し、ロボット等の導入による現場の負担軽減を図ることで、福祉人材の確保・定着を促進します。
- ・国や県等と連携し、避難確保計画の策定や避難訓練の実施を支援することで、障がい福祉サービス事業者の災害対策を促進します。
- ・国や県等と連携し、感染防止の情報や必要に応じて物資を提供するなど、継続的な障がい福祉サービスの提供が可能となるよう、事業所の感染防止対策を促進します。
- ・福祉人材バンクを立ち上げ、事業者の求人ニーズの情報発信を行い、新たな人材確保に取り組んでいきます。
- ・福祉関連の学校生徒等に向けて、福祉の仕事の魅力を発信していくとともに、就労の機会への助成等を行うなど、若い世代に向けた人材確保策を展開していきます。
- ・障がい福祉サービス事業所における送迎にかかる経費等を検証し、地域の実情に見合った支援について検討していきます。
- ・日中一時支援事業の単価について、実情に見合った単価の見直しを行います。
- ・放課後等デイサービスの支給決定については、障がい児通所支援サービス支給量審査委員会を運営し、適切なサービス支給量の決定に努めていきます。

— 成果目標 —

◎ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針においては、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項（障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有）を実施する体制を構築することが基本とされています。

高山市では、県が実施する研修等に積極的に参加し、令和8年度末までに体制を構築することを目標とします。

【活動指標】

事項	R8（2026） 【見込】
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市職員の参加（人数）	1人
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施（回数）	1回

(関連するサービス)

i) 訪問系サービス (自立支援給付)

ア 提供するサービスの見込量

区分	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
居宅介護	165 人分 2,100 時間分	165 人分 2,100 時間分	165 人分 2,100 時間分
重度訪問介護	3 人分 1,200 時間分	3 人分 1,200 時間分	3 人分 1,200 時間分

イ 見込量の確保策

- 障がい福祉サービス事業者及び介護保険サービス事業者に対し、共生型サービスを周知し、参入が促進されるよう各事業者との連携を図ります。
- 困難ケースについて、基幹相談支援センターが相談支援事業者をサポートし、利用者のニーズに応じたサービス提供に努めます。
- 市職員は、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障がい福祉サービス等の提供を図ります。
- 高山市の支給決定基準※により、個々の生活環境等に応じたサービスを提供します。

※支給決定基準

障がい福祉サービスの支給決定を公平かつ適正に行うため、各自治体が居宅系のサービスについて基準を定めるもの

ii) 日中活動系サービス (自立支援給付)

ア 提供するサービスの見込量

区分	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
療養介護	15 人分	15 人分	15 人分
生活介護	280 人分 5,500 人日分	280 人分 5,500 人日分	280 人分 5,500 人日分
短期入所 (医療型)	5 人分 20 人日分	5 人分 20 人日分	5 人分 20 人日分
短期入所 (福祉型)	40 人分 320 人日分	40 人分 320 人日分	45 人分 350 人日分
自立訓練 (機能訓練)	4 人分 24 人日分	5 人分 25 人日分	5 人分 25 人日分

区分	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
自立訓練（生活訓練）	35人分 410人日分	35人分 410人日分	35人分 410人日分

イ 見込量の確保策

- 生活介護の利用者の地域生活移行を進めるため、事業者間の情報交換、施設職員の意識の向上を図ります。
- 医療行為の必要な重度障がい児のショートステイについては、医療機関や訪問看護事業者等の関係機関と連携・協議し、支援します。

iii) 地域生活支援事業

ア 提供するサービスの見込量

区分		R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
日常生活用具給付		2,900件	2,900件	2,900件
内 訳	介護・訓練支援用具	10件	10件	10件
	自立生活支援用具	15件	15件	15件
	在宅療養等支援用具	20件	20件	20件
	情報・意思疎通支援用具	50件	50件	50件
	排せつ管理支援用具	2,800件	2,800件	2,800件
	住宅改修費	5件	5件	5件
日中一時支援事業		60人	60人	60人
訪問入浴事業		10人	10人	10人
生活支援事業		5人	5人	5人
重度障がい者等就労支援特別事業		1人	2人	3人

イ 見込量の確保策

- 障がいの特性・ニーズに応じた日常生活用具の内容や給付について、周知、啓発を行います。
- 日中一時支援は、介助者の就労等を支援するため、受け入れ施設の拡充に努めます。

(分野別施策) 1 地域生活の維持・継続
(基本的施策) (2) 障がい福祉サービスの充実
(個別施策) ② 自己負担軽減等の支援

(現 状)

- ・市では障がい者の地域での自立した生活を支援するために、各種障がい福祉サービスの利用者負担について助成を行っています。
- ・介護保険制度優先の原則により、65歳に到達した障がい者は基本的には障がい福祉サービスから介護サービスに移行しています。
- ・人工透析が必要な方や、定期的な通院、通所が必要な障がい者や難病療養者に、交通費等の一部を助成しています。
- ・障がい者の社会参加と自立を促進するためには、経済的基盤の安定が必要不可欠です。障害基礎年金等の年金や特別障害者手当、障がい者福祉手当等の各種手当は障がい者の経済的基盤の安定に大きな役割を占めています。

(課 題)

- ・障がい者の経済的基盤の安定のため、引き続き障害基礎年金等の年金や特別障害者手当、障がい者福祉手当等の各種手当の受給について広く周知を行っていくことが必要です。
- ・65歳到達後、障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行した方は、自己負担額が増えることが課題となっています。

(個別施策)

② 自己負担軽減等の支援

ア 障がい福祉サービス利用者負担の助成

- ・障害者総合支援法における在宅障がい福祉サービスを利用する際、利用者負担が必要な場合があります。市では、所得にかかわらず利用者負担額の2分の1又は全額を助成しています(表9)。利用者負担の助成については、国の動向を見ながら継続に努めます。

(表9) サービスと利用者負担の助成
自立支援給付

サービス種類	サービス内容	助成内容
居宅介護	ヘルパーが家庭を訪問し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	2分の1助成
重度訪問介護	重度の障がいにより常時介護を必要とする障がい者に対し、ヘルパーが家庭を訪問し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする程度が著しく高い障がい者に対し、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。	
短期入所 (ショートステイ)	障がい者支援施設などに短期入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	
同行援護	視覚障がいにより移動等が困難な方に対し、外出先において必要な支援・援助などを行います。	全額助成
行動援護	知的・精神障がいにより行動等が困難な方に対し、外出時等の行動について危険を避けるために必要な援護を行います。	
生活介護	常時介護の必要な障がい者に対し、日中において障がい者支援施設などで入浴や排せつ、食事などの介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	2分の1助成
就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。	全額助成
就労継続支援	事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。	
就労定着支援	就労した障がい者に対し、一定期間、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する方の地域生活を支援します。	
共同生活援助 (グループホーム)	グループホームの入居者に対し、相談、入浴等の日常生活上の援助を行います。	

サービス種類	サービス内容	助成内容
自立訓練	障がい者への機能訓練や、生活能力の訓練等を提供します。	2分の1助成
補装具	身体の障がいを補う義肢や車イスなどの購入、修理又は借り受け費用を支給します。	助成限度額 年額 37,200 円

児童福祉法に基づく給付

サービス種類	サービス内容	助成内容
児童発達支援	未就学児を対象とした通所施設で、日常生活における基本的な動作の訓練や集団生活への適応訓練等を行います。	全額助成
放課後等デイサービス	小学校1年から18歳未満までの児童を対象とした施設で、放課後や長期休業中に通所し、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進を行います。	2分の1助成
保育所等訪問支援	児童の発達に関わる専門スタッフが保育園や学校等に月1～2回程度訪問し、個別的な支援や職員等へのアドバイスを行います。	全額助成
居宅訪問型 児童発達支援	外出による支援を受けることが困難な重症心身障がい児等に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作等の支援を行います。	全額助成

地域生活支援事業

サービス種類	サービス内容	助成内容
相談支援	障がい者、その家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・高山市障がい者基幹相談支援センター（高山市福祉サービス総合相談支援センター内） ・高山市障がい者生活支援センター（山王福祉センター内） ・地域生活支援センターぷりずむ（天満町） ・地域活動支援センターやまびこ（国府町） 	無料
地域活動支援センターI型	創作活動などを行い、障がい者の日中活動を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターやまびこ 	

サービス種類	サービス内容	助成内容
移動支援	知的・精神障がい者等の外出のための支援を行います。	全額助成
	障がい者等の利便を考慮した各種行事への参加などに対し、リフト付きバス「あおぞら号」を運行します。	無料
コミュニケーション支援	聴覚障がい者等に手話通訳者・要約筆記奉仕員等を派遣し、社会参加による意思疎通の支援を行います。	全額助成
日中一時支援	障がい者等の家族などのレスパイトを目的に日帰りのショートステイを実施します。	18歳未満 2分の1助成
		18歳以上 全額助成
日常生活用具	日常生活が円滑に行われるように点字器、屋内信号装置などの日常生活用具を給付・貸与します。	2分の1助成
日常生活用具 (ストマ用装具等)	日常的に必要とされる蓄便袋、蓄尿袋等の日常生活用具を支給します。	全額助成
訪問入浴サービス	居宅での入浴が困難な在宅における障がい者等に対し、家庭を訪問し、入浴サービスを実施します。	
生活支援	介護保険のデイサービスセンターを利用し、日常生活上に必要な訓練等の支援を行います。	全額助成
手話奉仕員養成講座	聴覚障がい者へのコミュニケーションを支援するため、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を養成します。	無料
重度障がい者等就労特別支援事業	重度障がい者の就労に伴う通勤支援や、勤務先での支援を行います。	全額助成

イ 介護保険サービスへの移行に対する支援

- ・65歳に到達した障がい者が障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行することによる利用者負担額の増加については、一定の要件を満たす障がい者に対し、国の制度による助成を行います。

ウ 通院等の交通費の助成

- ・重度障がい者タクシー利用助成、在宅障がい者の定期券購入費等助成、人工透析療養者通院費助成、難病療養者通院助成、障がい児通園助成、公共交通の利用支

援制度（おでかけパスポート）等により交通費を助成します。

エ 年金・手当・医療費給付制度の周知、活用の促進

- ・障がい者が受給できる年金、手当及び医療費の給付制度を周知し、経済的に自立して生活を送ることができるよう支援します。
- ・医療費等の給付制度としては、重度等障がい者医療費助成制度、自立支援医療等の制度があります。さらに、任意共済制度として心身障害者扶養共済制度があり、生活資金の貸付については福祉金庫や生活福祉資金の貸付制度を設けています。地域で自立した生活を送ることができるように、これらの制度の活用を促進します。

(分野別施策) 1 地域生活の維持・継続**(基本的施策) (3) 地域移行の促進****(個別施策) ① グループホームの確保**

(現 状)

- ・グループホームは、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活の援助を行っており、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されています。
- ・グループホームについては、入所施設や精神科病院等からの地域移行や地域生活の支援など、地域での多様な暮らしの選択肢の1つとして重要な役割を担っています。
- ・市内では、令和4年度末現在で5事業所17施設（総定員数103名）のグループホームが整備されています。
- ・グループホームの入居者数は令和2年度末が81人（市内68人、市外13人）、令和4年度末は80人（市内70人、市外10人）となっており、入居者数に大きな変動はない状況ですが、入居者数に占める市内のグループホームの入居者数の割合は増加しています。
- ・アンケート調査では、3年後の生活についてどのように考えていますか？について、「家族と一緒に生活する」との回答が最も多く、「グループホームに入居し生活する」の回答の割合は2.5%となっています。（図2）
- ・市では、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設（福祉ホーム）の運営に対して助成しています。
- ・市では、グループホームの入居者の所得状況に応じて、家賃を助成しています。
- ・令和4年の障害者総合支援法等の一部改正による見直しにより、グループホームの支援内容に、一人暮らし等を希望する入居者に対する支援や退去後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が規定されました。

(表10) 市の支給決定による共同生活援助利用者

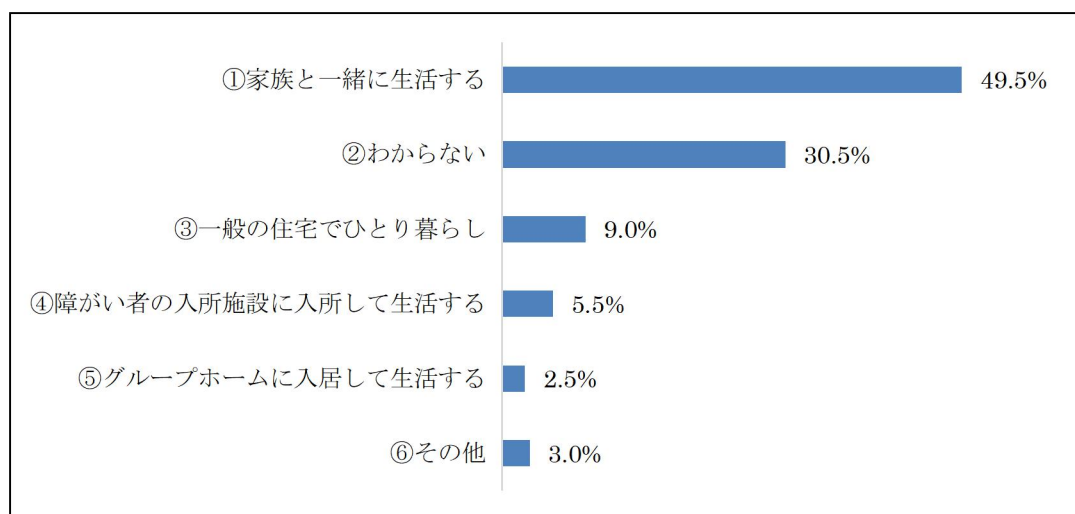
(単位：人)

施設名	市内・市外	R2(2020)	R4(2022)
グループホームふりずむ	市内	39	39
共同生活はしま	市外	2	1
共同生活とうぎ	〃	2	2
第二悠愛グループホーム	〃	1	1
ホームきりう	市内	4	4
グループホームアクトヒダ	市内	10	9

施設名	市内・市外	R2(2020)	R4(2022)
ほたるの杜岐阜県庁南	市外	2	1
おひさまハウス	〃	1	—
グループホームはんもつく	市内	10	13
新宮の里	〃	4	6
共同生活援助 HIDAMARI	市外	1	1
清流の里	〃	2	1
ホーム風の谷	〃	1	1
いーえん	〃	1	1
生活施設ぶなの木ホーム	〃	1	1
計		81	80

(市福祉課)

(図2) 3年後のあなたの生活について、どのように考えていますか？



(R5.12 障がい者福祉計画に関するアンケート調査)

(課題)

- ・障がい者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に長期間入院している障がい者の地域移行のため、障がい者がグループホームを円滑に利用できる環境を整えることが課題となっています。
- ・障がい者が重度化・高齢化する中、グループホームにおける重度障がい者の受入体制の整備が課題となっています。

(個別施策)

① グループホームの確保

- ・運営する事業者や新規参入を希望する事業者に対し、必要に応じた支援を行います。
- ・地域の障がい者に対する理解を促進するとともに、グループホーム利用者の家賃について助成します。
- ・福祉ホームの運営に助成し、利用者の安定した生活を支援します。
- ・重度障がい者の受け入れなど、利用者の多様なニーズに対応した受入体制が整備されるよう、グループホームを運営する事業者と調整を行っていきます。

— 成果目標 —

◎ 福祉施設の入所者の地域生活への移行※

国の基本指針では、令和4年度末時点における施設入所者の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における福祉施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上減少させることが基本となっていますが、地域の実情に応じた目標を設定することとされています。

高山市では、市内に障がい者支援施設がありますが、退所者が少なく、待機者がいる状況であり、入所者数を減らすことは困難な現状です。このような実情と過去の実績を踏まえ、次の数値を目標とします。

令和4年度末の施設入所者数	145人
【目標】令和8年度末の入所者数	138人
【目標】施設入所者の減少見込数（割合）	7人 (4.8%)
【目標】地域生活移行者数（割合） 令和4年度末の施設入所者数のうち令和8年度末までにグループホーム・一般住宅等へ移行する障がい者の数	5人 (3.5%)

※地域生活への移行

福祉施設の入所者等が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅及び家庭へ移した者をいう。

(関連するサービス)

i) 居住系サービス（自立支援給付）

ア 提供するサービスの見込量

区分	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
共同生活援助（グループホーム）	85人分	85人分	85人分

イ 見込量の確保策

- グループホームを運営する事業者や新規参入を希望する事業者などに対して必要に応じた支援を行います。

ii) 居住系サービス（地域生活支援事業）

ア 提供するサービスの見込量

区分	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
福祉ホーム	9人	9人	9人

イ 見込量の確保策

- 低所得の障がい者の地域生活の住まいの拠点として継続していくために、引き続き福祉ホームの運営を支援します。

-
- (分野別施策) 1 地域生活の維持・継続**
(基本的施策) (3) 地域移行の促進
(個別施策) ② 地域移行を支えるサービスの提供
-

(現 状)

- ・障がい者支援施設等の入所者又は精神科病院の入院患者が地域生活へ移行するための支援（地域移行支援）と、常時の連絡体制を確保して地域生活における緊急事態等に対応する支援（地域定着支援）があります。
- ・障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が、一人暮らしをする居宅を定期的に巡回訪問する支援（自立生活援助）があります。
- ・市では、令和5年度に地域生活支援拠点等の整備を行い、障がい者が地域で安心して生活できるよう、介護者の急病や事故などの緊急時の受け入れやサービスが提供できる体制を構築しました。（再掲）
- ・市では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、高山市地域自立支援協議会に協議の場を設置しました。

(課 題)

- ・地域移行支援については、地域での受け入れ体制の問題や地域生活の不安などにより利用が進んでいません。
- ・福祉施設の入所者等が施設を退所し、地域に生活の拠点を移した者は少なく、地域生活への移行は進んでいない現状です。
- ・障がい者の親亡き後や、介護者が高齢になっても、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域生活支援拠点等に求められる機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入・対応、④専門的な人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を拡充していくことが必要です。（再掲）
- ・精神科病院の長期在院患者数が増加しており、退院後に精神障がい者が地域で安心して生活が送れるための支援体制（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム）の構築が求められています。

(個別施策)

② 地域移行を支えるサービスの提供

- ・障がい者支援施設や精神科病院と連携を図り、入所者及び在院患者の意向を尊重しながら、地域移行支援、地域定着支援等のサービス利用を促進していきます。
- ・基幹相談支援センター内に地域生活支援拠点等のコーディネート機能を設置し、緊急時への支援、地域生活に向けた相談対応など総合的に支援していきます。（再掲）

- ・関係事業者等と調整を行い、地域生活の体験の場（生産活動サービスのお試し利用やグループホームの短期宿泊体験等）を提供していきます。（再掲）
- ・障がい者の地域移行の推進や、障がい者の地域生活を支援するための人材の育成、地域に向けた障がいへの理解の促進に努めていきます。（再掲）
- ・地域生活支援拠点等の運用について、高山市地域自立支援協議会、協力事業者及び利用者等の意見を踏まえながら、ニーズに対応した仕組みとなるよう拡充していきます。（再掲）
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を中心として、精神科病院をはじめとする関係機関等との連携の在り方を研究し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築していきます。

（関連するサービス）

i) 相談支援（自立支援給付）

ア 提供するサービスの見込量

区分	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
地域移行支援	5人分	5人分	5人分
地域定着支援	0人分	1人分	1人分
自立生活援助	0人分	1人分	1人分

イ 見込量の確保策

- 個々のニーズに応じた支援が提供できるよう相談支援事業所等と連携を図ります。

(分野別施策) 1 地域生活の維持・継続**(基本的施策) (3) 地域移行の促進****(個別施策) ③ 住宅環境の整備**

(現 状)

- ・障がいのある人もない人も、住み慣れた地域において、共に暮らしていくことが重要です。市では、障がい者が暮らしやすい住宅への改造や、屋根融雪装置の設置、屋根雪の除排雪等の費用を助成しています。(表 1 1)

(表 1 1) 高山市障がい者住宅改造助成事業内容

	対象者 (介護保険の給付対象外)	対象事業
住宅改造	・身体障害者手帳 1～3 級所持者又は、補装具費の支給により車椅子を購入した方 ・療育手帳 A 1、A 2 所持者	居住する住宅の玄関、便所、浴室、洗面所、居室、廊下等の改修
屋根融雪	・障がい者のみで構成されている屋根雪の除排雪が困難な世帯 ・身体障害者手帳 1～4 級所持者又は、下肢、	屋根融雪装置の設置
屋根雪・住宅の除排雪等	体幹 6 級まで ・療育手帳 A 1、A 2、B 1 所持者 ・精神障害者保健福祉手帳 1、2 級所持者	屋根雪・住宅の除排雪及び運搬

(課 題)

- ・障がいの状態の変化などにより、段差の解消、手すりの取付け等のバリアフリー改修が必要となる場合があります。
- ・障がい者にとって、屋根の雪下ろし等は非常に困難なため、支援が必要となる場合があります。
- ・住宅の改造等に対して多額の費用がかかる場合があります。

(個別施策)**③ 住宅環境の整備**

- ・障がい者が安心して在宅で生活するため、住宅の改造や屋根融雪装置の設置等を希望する障がい者に対し、相談や貸付、助成などの支援を行います。
- ・障がい者が市営住宅を借りる際に状況に応じて保証人を不要とするなど、障がい者の住居の確保に努めます。
- ・障がい者の屋根雪や住宅の除排雪及び運搬に要する経費の助成を行います。

(分野別施策) 1 地域生活の維持・継続**(基本的施策) (4) 保健・医療の充実****(個別施策) ① 保健・医療の充実と障がい発生予防**

(現 状)

- ・核家族化や、子育て環境の変化により、妊娠・出産・子育てにかかる保護者の不安や負担に早期に対応するため、令和2年度より母子健康包括支援センターを設置し、産後ケア、助産師相談、養育支援訪問事業を開始しました。令和6年度からは、こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の連携強化を図りながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をすすめます。
- ・医療技術の向上や障がい福祉サービスの充実により、重度の障がいがあっても在宅での生活を希望する障がい者等が増加しています。
- ・複雑多様化する社会の中で、心の健康を害する人が増加しています。
- ・精神障がいに起因する様々な課題（ひきこもり、問題行動、自殺など）が表面化しています。
- ・アルコールや薬物、ギャンブル等に依存してしまい、精神や身体が不調となる人がいます。

(課 題)

- ・産後の心身の不調や育児不安が育児放棄や虐待につながることはないよう、母子保健と児童福祉のさらなる連携強化が必要となっています。
- ・発達障がいについて、地域社会が一層の理解を深める取り組みを促進するとともに、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携して支援する必要があります。
- ・疾病の早期発見・治療と併せて、要介護状態の原因となる脳血管疾患や高血圧症など生活習慣病の予防対策が必要となっています。
- ・地域において安心した生活が続けられ、適正なサービスを受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育の関係機関や事業者が連携し、訪問看護や訪問指導、リハビリテーションなどの充実を図る必要があります。
- ・多様化する心の健康問題に関する相談支援体制を整備する必要があります。
- ・精神障がい者に対する正しい理解を促進する必要があります。
- ・精神障がい原因となる可能性がある様々な課題（ひきこもり、問題行動、自殺など）に対し、個別の対応が求められています。
- ・依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見の解消、相談機関等の周知、自助グループ等での回復支援が重要となっています。
- ・退院後の精神障がい者を地域で支援していくために、精神障がいにも対応した地域

包括ケアシステムによる取り組みを推進していく必要があります。

(表 1 2) 令和 4 年度乳幼児健診結果

対象	受 診 状 況						
	対象者	受診者	受診率	要医療	要精検	要観察	異常なし
乳児健康診査	505 人	504 人	99.8%	59 人	17 人	106 人	322 人
1 歳 6 か月児健康診査	611 人	606 人	99.2%	48 人	57 人	138 人	363 人
3 歳児健康診査	654 人	639 人	97.7%	70 人	196 人	62 人	311 人

(高山市の福祉と保健)

(個別施策)

① 保健・医療の充実と障がい発生予防

ア 母子保健事業の充実

- ・妊産婦や乳幼児健康診査、健康診査、健康相談、予防接種など、生涯を通じて健康管理の意識啓発をすすめます。
- ・食生活や睡眠の重要性、喫煙や飲酒などの影響を理解できるよう、保健師、管理栄養士などが保育園・幼稚園や小・中・高等学校の養護教諭などと連携し、乳幼児期からの母子保健対策を推進します。
- ・親と子を取り巻く環境の著しい変化による育児ストレスや不安などを解消するため、保健師による乳幼児相談や助産師相談を実施します。
- ・こどもの成長を記録して支援の引き継ぎなどに役立つサポートブックの活用を促進するとともに、子育て便利帳や市のホームページ等により子育てに関する情報発信に努めます。
- ・子育て相談、託児サービスなどを行っている市民活動団体と連携を図り、その活動の支援を行います。
- ・乳幼児健康診査などにおいて、発育・発達上の問題が発見された乳幼児に対して、健全な発育・発達を支援するための相談や訪問指導を行うとともに、関係機関の連携により継続的に支援します。
- ・幼児健康診査や幼児相談後のフォローアップ教室として開催する早期集団指導事業「すきっぷ広場」の充実を図り、こどもの健やかな発達、成長を促すとともに、保護者に対し、こどもの成長発達の理解や親子の関わり方について指導を行います。
- ・安全な出産と虐待や育児放棄をさせない環境づくりのために、こども家庭センターが中心となり、妊娠・出産・子育てを包括的に支援できるよう、妊産婦やその家族への関わりを充実し、必要に応じて産後ケア事業や養育支援訪問事業、子育て

て世帯訪問支援事業を活用し、支援していきます。

- ・母子健康手帳の交付や妊婦教室時の保健師、栄養士、助産師による妊娠、出産に関する相談、指導を強化します。また、飲酒や喫煙による胎児への影響や正しい生活習慣の確立などについて、妊婦だけでなく、その家族に対し、健康に対する意識啓発を行います。

イ 生活習慣病の予防、介護予防の推進

- ・令和4年度の身体障がいの種別で、内部障がいの人が占める割合は32.7%（P7表3）となっており、発症予防や健康づくりに重点を置いた保健指導を行い、市民の健康増進を目指した事業を推進します。
- ・生活習慣病の予防、寝たきりの予防、認知症予防など健康増進に関する正しい知識の普及や個別の助言、指導を行い、健康寿命の延伸に取り組みます。
- ・健康診査後の要指導者に対し、保健師や管理栄養士等による訪問を継続して実施します。
- ・医療費の公費負担制度や難病対策、在宅ケア対策などの実施のほか、障がいに対する医療を適切に受けられるように情報提供を行います。
- ・手帳を所持しない難病患者も障がい福祉サービスの給付を受けることができるため、制度の周知を図ります。また、保健所や訪問看護事業者、病院と連携しながら、難病患者やその家族への生活相談、助言、福祉情報の提供を行います。
- ・加齢に伴う生活機能の低下は誰しも避けられない現象ですが、健康を維持しながらできる限り要介護状態になることを予防するため、地域の公民館などを活用した高齢者健康教室や、通所による介護予防教室を実施します。

ウ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取り組み等

- ・精神障がいに対する正しい理解の促進を図るために、保健所と連携しながら、心の病気の予防や心の健康づくりに関する情報提供を行います。
- ・相談機関の情報や精神保健に関するサービスの情報を積極的に周知するとともに、「こころの健康相談」など、気軽に相談が受けられる相談窓口体制の整備をすすめるため、保健所と連携して、疾病の早期発見・治療に結びつくよう支援します。
- ・治療を継続し、長期的に病状の安定を図りながら日常生活を送ることができるよう、在宅の精神障がい者に対して、居宅介護支援を行います。
- ・過度のストレスが続くと心の健康に影響を及ぼすことになるため、相談体制の整備を進めるとともに、疾病の早期発見や情報提供に努め、精神保健対策を推進します。また、家族の負担が過大にならないための支援を、保健所と連携して進めます。
- ・依存症に関する普及啓発、相談支援機関や自助グループの周知などを行います。

- ・在宅者や退院後の地域生活を支援するため、保健所や地域活動支援センターやまびこ、医療機関などの関係機関との連携を図り、社会参加、社会復帰をすすめます。
- ・精神科病院からの退院に伴い、地域での自立生活支援や就労支援が重要になってくることから、公共職業安定所や地域活動支援センターやまびこ、ひだ障がい者就業・生活支援センターぷりずむなどの関係機関と連携し、支援を行います。
- ・令和5年度、高山市地域自立支援協議会に設置された、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築に向けた協議の場において、精神科病院や関係機関等と検討をすすめます。

※精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、自治体を含めた保健・医療・福祉などの一体的な取り組みに加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会基盤

— 成果目標 —

◎ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進するため、次の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場については、協議の場を開催する前に、地域の現状及び課題を明らかにするための地域アセスメントを実施することとされています。

高山市では、令和5年度、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置しました。今後は、協議を重ね地域の現状及び課題の検討を目標とします。

【活動指標】

事項	R8 (2026) 【見込】
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回
精神障がい者の地域移行支援	2人
精神障がい者の地域定着支援	1人
精神障がい者の共同生活援助	30人
精神障がい者の自立生活援助	3人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	1人

(分野別施策) 2 自立の促進
(基本的施策) (1) 経済的自立の促進
(個別施策) ① 就労の促進

(現 状)

- ・国では障がい者の雇用促進を目的に、民間事業主の規模（常用労働者数）に対する障がい者の雇用割合（障がい者法定雇用率）を設定しており、この雇用率は段階的に引き上げられています。（現行2.3%、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%）
- ・高山公共職業安定所管内においては、障がい者の雇用義務のある事業主の令和5年の障がい者雇用者数は430.0人であり、令和2年と比較して84.5人（24.5%）増加しています。（表13）
- ・障がい者を雇用している市内事業所の割合は6.8%（令和4年高山市労働実態調査より）となっています。
- ・国では、障がい者を雇用している事業者等に対して、特定求職者雇用開発助成金等による支援を行っています。
- ・飛騨特別支援学校卒業生の進路について、令和4年度は一般就労が40.0%、就労施設等が50.0%となっています。卒業後の進路については、学校及び専門機関等で組織する就労支援ネットワークHIDAなどの支援により、在学時の早い時期から職場実習を行うなどの取り組みが行われ、生徒一人ひとりの特性を見極めながら判断されています。（表14）
- ・市では、障がい者の一般就労への支援を目的に市有施設の清掃等を就労継続支援事業者に委託する事業（障がい者雇用創出事業）や指定管理施設による障がい者雇用を促進する事業（障がい者雇用支援事業）を実施しています。
- ・市では、国による賃金助成が終了した事業者等に対し、引き続き賃金を助成する事業（障がい者雇用継続支援事業）を実施し、障がい者の解雇防止と雇用継続に努めています。
- ・障がい福祉サービスでは、一般就労することが困難な障がい者のために、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行い、一般就労への移行を支援する訓練等給付（就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援等）があります。
- ・市では、訓練等給付の利用にかかる利用者負担を全額助成し、経済的負担の軽減を図っています。
- ・障がい者の就労に伴う施設や事業所等への通所・通勤に要する交通費の助成を行っ

ています。

- ・市では、令和4年度より重度障がい者や視覚障がい者が一般就労する際に必要とされるヘルパーにかかる費用を助成する重度障がい者等就労支援特別事業を実施しています。
- ・アンケート調査では、障がい者の一般就労として、どのようなことが必要かと思えますか？の問いに対して、「障がいへの理解、雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」の回答が最も多くなっています。（P74図10）

※一般就労

一般の企業などで雇用契約に基づいての就業や在宅就労及び自ら起業することをいう。

（表13） 障がい者雇用状況（調査対象は常用労働者50人（R5年度は43.5人）以上の事業所）

年 (6月1日現在)	障害者法定雇用率※ (民間企業)	高山公共職業安定所管内雇用状況			実雇用率（参考）	
		算定基礎労働者数	障がい者数		岐阜県	国
H29 (2017)	2.00%	14,099.5人	328人	2.33%	2.02%	1.97%
R2 (2020)	2.20%	14,885.5人	345.5人	2.32%	2.17%	2.15%
R5 (2023)	2.30%	15,209.0人	430.0人	2.83%	2.47%	2.33%

(高山公共職業安定所)

※障害者法定雇用率

障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。

（表14） 飛騨特別支援学校卒業生の卒業後の進路

年度	入所施設	通所施設	就労施設等	一般就労	在宅	進学
H28 (2016)	3.7%	7.4%	59.3%	25.9%	3.7%	0%
H31 (2019)	4.2%	12.5%	45.8%	33.3%	0%	4.2%
R4 (2022)	0%	10.0%	50.0%	40.0%	0%	0%

(飛騨特別支援学校)

（課 題）

- ・障がい者の親亡き後や、介護者が高齢になっても、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、就労などによる経済的自立を促進していく必要があります。

- ・一般就労に移行した障がい者のなかには、仕事が合わなかったり、生活面における環境の変化などにより、就労を続けることができない場合もあり、障がいの特性に合わせた就労支援が必要となっています。
- ・障がい者の雇用を促進していくためには、事業主や職場で働く同僚の障がいへの理解を深めていき、障がい者が安心して働ける職場環境を拡大していく必要があります。
- ・重度の障がいがあっても就労できる機会や環境が求められています。
- ・外出することが困難で、家にひきこもっている人が、社会に一步踏み出す機会やきっかけをつくる必要があります。（再掲）

（個別施策）

① 就労の促進

ア 障がい者の雇用確保に向けた事業者等との連携

- ・障がい者の雇用継続を目的に、国による賃金助成が終了した事業者等に対し、引き続き障がい者雇用継続支援事業を実施します。
- ・公共職業安定所などの関係機関との連携により、障がい者雇用促進のための様々な雇用支援事業や、障がいへの理解について事業主へ啓発を行います。

イ 障がい者への就労支援

- ・障がい者雇用創出事業を実施し、障がい者の就労支援を行います。
- ・公共職業安定所などの関係機関との連携により、ジョブコーチの活用など障がい者が安心して就労を続けられるよう支援を行います。
- ・障がい者の仕事に関する悩み事などのメンタルヘルス対策として、ひだ障がい者就業・生活支援センターぷりずむや地域活動支援センターやまびこ、高山市障がい者生活支援センター、その他障がい福祉サービス事業者等と連携し、相談支援体制を整備します。
- ・障がい者雇用支援事業の活用などにより、指定管理施設による障がい者雇用を促進します。
- ・障がい者の就労に伴う施設や事業所等への通所・通勤に要する交通費を助成します。
- ・重度障がい者等の就労の機会の確保に向けて、就労継続支援事業所等の関係機関と効果的な対策を検討していきます。

ウ 障がい福祉サービス等の利用促進

- ・就労継続支援、就労移行支援等の障がい福祉サービスの利用を促進します。
- ・一般就労した障がい者に対し、就労定着支援の利用を促し、安定した就労の継続

を図っていきます。

- ・新たなサービスである就労選択支援の利用を通じて、本人の意向や障がいの特性に見合った適切な一般就労への移行に努め、就労定着を図っていきます。
- ・重度障がい者等就労支援特別事業の周知を行い、重度障がい者や視覚障がい者の就労を促進していきます。
- ・障がい福祉サービスの訓練等給付にかかる利用者負担については国の動向を踏まえながら助成の継続に努めます。

エ 学校卒業後の進路選択の支援

- ・飛騨特別支援学校、公共職業安定所、ひだ障がい者就業・生活支援センターぷりずむ、就労支援ネットワークHIDAと連携し、職場実習先の確保など、個々の要望や適性にあった進路の選択が行われるよう支援します。市においても同校の職場実習の受け入れなどを行います。

— 成果目標 —

◎ 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて一般就労に移行する人について、令和8年度中に一般就労に移行する人の数を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることが基本とされています。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業者の割合を全体の5割以上とすることが基本とされています。

高山市では、これらを踏まえ、次の数値を目標とします。

令和3年度 年間一般就労移行者数	23人
【目標】令和8年度 年間一般就労移行者数（割合） ※国指針 1.28倍以上	32人 (1.39倍)

（福祉施設から一般就労への移行者の内訳）

令和3年度 就労移行支援利用者数	14人
【目標】令和8年度 就労移行支援利用数 ※国指針 1.31倍以上	20人 (1.43倍)
令和3年度 就労継続支援A利用者数	1人
【目標】令和8年度 就労継続支援A利用者数 ※国指針 1.29倍以上	8人 (8.0倍)
令和3年度 就労継続支援B利用者数	3人
【目標】令和8年度 就労継続支援B利用者数 ※国指針 1.28倍以上	4人 (1.33倍)

【目標】令和8年度の就労定着支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者が5割以上の事業所の割合	5割以上
令和3年度 就労定着支援事業利用者数	17人
【目標】令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 ※国指針 1.41倍以上	25人 (1.47倍)
【目標】令和8年度の就労定着率7割以上の事業所の割合	5割以上

(関連するサービス)

i) 就労移行支援等のサービス

ア 提供するサービスの見込量

区 分	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
就労移行支援	30 人分 510 人日分	30 人分 510 人日分	30 人分 510 人日分
就労継続支援 (A型)	100 人分 2,000 人日分	100 人分 2,000 人日分	100 人分 2,000 人日分
就労継続支援 (B型)	250 人分 3,500 人日分	260 人分 3,640 人日分	270 人分 3,700 人日分
就労定着支援事業	25 人分	25 人分	25 人分

イ 見込量の確保策

- 就労移行支援・就労継続支援の利用者負担の全額助成について、就労への意欲向上を図るため、国の動向をみながら助成の継続に努めます。
- 飛騨特別支援学校卒業生等の進路について、一般就労への足がかりとするため、飛騨特別支援学校をはじめ、高山公共職業安定所やひだ障がい者就業・生活支援センターぷりずむ、就労支援ネットワークHIDA等と連携を密にし就労支援を進めます。
- 就労定着支援事業の周知を図り、一般就労した障がい者の就労の定着を促進します。

(分野別施策) 2 自立の促進
(基本的施策) (1) 経済的自立の促進
(個別施策) ② 工賃向上に向けた支援

(現 状)

- ・平成25年4月より「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、市においても、「高山市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針」を策定しており、令和4年度は、約23,081千円の物品等の調達を行いました。(表15)
- ・市内にある障がい者就労施設等の令和4年度の平均工賃(月額)は、就労継続支援A型作業所(4事業所)で108千円、B型作業所(8事業所)では19千円でした。
- ・県では、平成30年に就農支援窓口(一社)岐阜県農畜産公社「ぎふアグリチャレンジ支援センター」内に「農福連携推進室」を設置し、農業と福祉の双方に対し、総合的な支援を実施しています。

(表15) 高山市における障がい者就労施設等からの物品等の調達実績
(単位:円)

	物品	役務	計
H31 (2019)	4,255,523	19,946,608	24,202,131
R4 (2022)	5,800,636	17,280,507	23,081,143

(市福祉課)

(課 題)

- ・障がい者の雇用、就労は障がい者の自立の促進のために重要であり、障がい者が適切な職業に従事するためにも、障がいの特性にあった様々な仕事を確保することが必要です。
- ・障がい者就労施設等の製品等の多様化、高付加価値化や販路拡大など、仕事の確保や工賃向上につながる取り組みが必要となっています。
- ・現在の障がい者就労施設の工賃等では、生活が成り立たないと感じる障がい者が多く、工賃の向上が必要となっています。
- ・市内にある障がい者就労支援施設等の平均工賃は、就労継続支援A型作業所及びB型作業所ともに県内の平均工賃を上回っていますが、市内の事業所間の工賃を比較しますと、A型作業所は最も高いのが159千円/月、最も低いのが80千円/月と

なり、B型作業所では最も高いのが32千円/月、最も低いのが6千円/月で、事業所間における工賃の格差が大きく、工賃が低い事業所への工賃向上に向けた支援が必要です。

- ・市内では、農業、林業及び伝統工芸などの後継者不足が深刻な問題となっており、障がい者の雇用の場としての活用が求められています。

(個別施策)

② 工賃向上に向けた支援

- ・「高山市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針」に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進します。
- ・就労支援ネットワークHIDAと連携し、「福祉のお店in高山市役所ロビー」を継続して開催していきます。
- ・高山市地域自立支援協議会の就労支援部会及び就労支援ネットワークHIDAと連携を図り、物品等の販路拡大や新商品の開発に向けて支援します。
- ・就労継続支援事業所に対して、県が実施する経営コンサルタントや専門家の派遣、研修などの活用を促し、工賃向上に向けた取り組みを支援します。
- ・農業、林業及び伝統工芸などの後継者不足の分野に対し、障がい福祉サービス事業所等のニーズを把握し、関係機関等と連携を図りながら、障がい福祉サービス事業所等の事業参入や作業等の受託などを支援していき、障がい者の雇用の場を拡大していきます。

(分野別施策) 2 自立の促進
(基本的施策) (2) 生活の場の確保
(個別施策) ① 施設入所の支援

(現 状)

- ・施設に入所している障がい者は重度の障がい者や家族の支援が得られない障がい者であり、在宅での生活が困難な場合があります。市内の障がい者支援施設が満床のため、市外の障がい者支援施設へ入所する方もあり、その割合は令和4年度の総入所者数の15.8%となっています。(表16)
- ・親亡き後の生活の場として、入所施設で必要な支援を受けながら自分らしく暮らしていくことは、選択肢の一つとなっています。
- ・障害者総合支援法では、施設に入所している障がい者のサービスを、昼間のサービス(日中活動事業)と夜間のサービス(居住支援事業)に分けて提供する仕組みとなっています。
- ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、障がい者支援施設のすべての入所者に対して、地域移行や施設外の日中サービス利用の移行を確認するなど、本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するための意思決定支援を推進していくこととなりました。

(表16) 市の支給決定による施設入所利用者

(単位：人)

施設名	H28 (2016)	H31 (2019)	R4 (2022)
ひまわりの丘第三学園	2	2	2
第二陶技学園	4	3	2
陶技学園みずなみ荘	0	1	2
羽島学園	1	0	0
恵那たんぽぽ作業所	2	2	2
可茂学園	1	1	1
緑の丘	1	1	0
美谷の里	3	3	3
べにしだの家	1	1	1

施設名	H28 (2016)	H31 (2019)	R4 (2022)
大野山ゆり園	36	36	35
高山山ゆり園	35	35	35
山ゆり学園	4	0	0
吉城山ゆり園	22	20	21
益田山ゆり園	7	6	7
飛騨うりす苑	34	36	32
幸福園	1	1	1
陽光園	1	1	1
マーシ園	1	1	1
計	156	150	146

(市福祉課)

(課題)

- ・市内の施設入所の定員が限られているなか、在宅生活が困難な重度の障がい者や家族の支援が受けられない障がい者の生活の場を確保していく必要があります。
- ・施設入所者のうち、地域で暮らすことができる障がい者については、地域で生活することへの不安を解消し、安心して地域生活に移行できるよう支援していく必要があります。
- ・障がい者支援施設に対し、入所者の意向確認を行う担当者の選任、意向確認のマニュアルを作成することが、令和6年度より努力義務化、令和8年度より義務化されるなど、入所者の意思決定支援が推進されるなか、入所者本人の意思を尊重した適切な支援が求められています。

(個別施策)

① 施設入所の支援

- ・障がい者一人ひとりの利用目的にかなった支援計画に基づき、施設入所を支援するとともに、地域移行が可能な障がい者については関係機関と連携を図り円滑な移行を支援します。
- ・入所者の地域移行を推進し、施設の入退所の円滑化を図り、在宅生活が困難な障がい者等の生活の場として確保できるよう努めていきます。

- ・障がい者支援施設に対して、適切な意思決定支援が進められるよう、国等からの情報を提供していくとともに、施設間の情報共有を図っていきます。

(関連するサービス)

i) 居住系サービス（自立支援給付）

ア 提供するサービスの見込量

区分	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
施設入所支援	144 人分	141 人分	138 人分

イ 見込量の確保策

- 施設入所が必要な障がい者が円滑に入所できるよう、事業者と連携して見込量の確保に努めます。現在入所している障がい者のうち、地域での生活が可能な障がい者については地域移行を促進し、居宅での生活が困難な重度の障がい者等が施設入所できるよう努めます。

(分野別施策) 3 健全な発達支援
(基本的施策) (1) 早期発見と支援
(個別施策) ① 早期発見と支援体制の整備

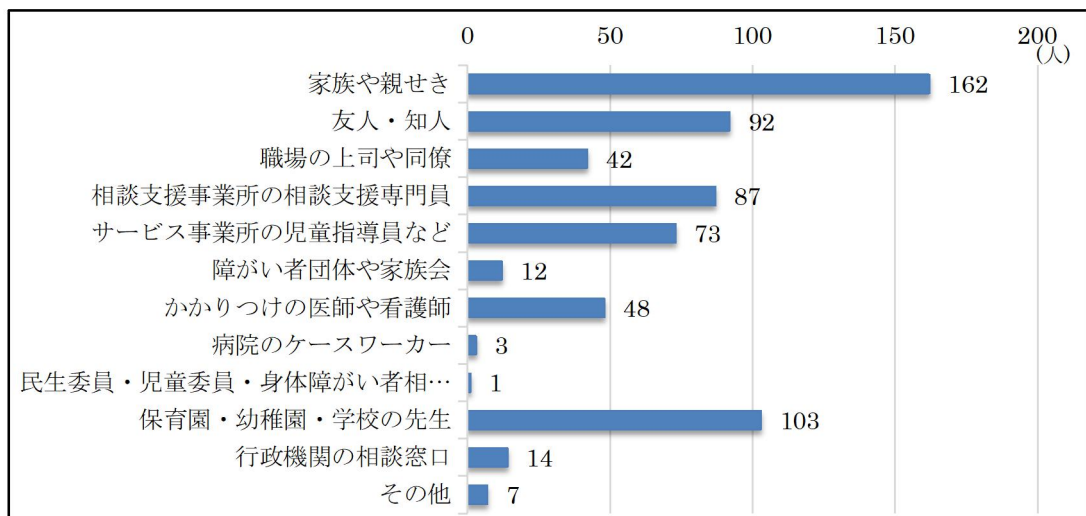
(現 状)

- ・令和5年4月には、「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、こどもまんなか社会※の実現を目指す「こども基本法」が施行されました。
- ・令和6年4月に施行される「改正児童福祉法」においては、児童福祉と母子保健を一体化した「こども家庭センター」設置の努力義務が課せられるなど、より一層切れ目のない支援を進める体制の強化が図られました。
- ・コロナ禍による感染対策の長期化などにより発達の遅れや生活の乱れがあるこどもが増加しています。
- ・核家族化や少子化などこどもと子育てを取り巻く環境が変化したことで、子育ての不安や悩みを相談できず孤立してしまう保護者が増加しています。
- ・障がい児通所支援のサービスを利用するこどもが増加しています。
- ・保護者がこどもに適した支援やサービスを選択できるよう、分かりやすい情報発信が求められています。

※こどもまんなか社会

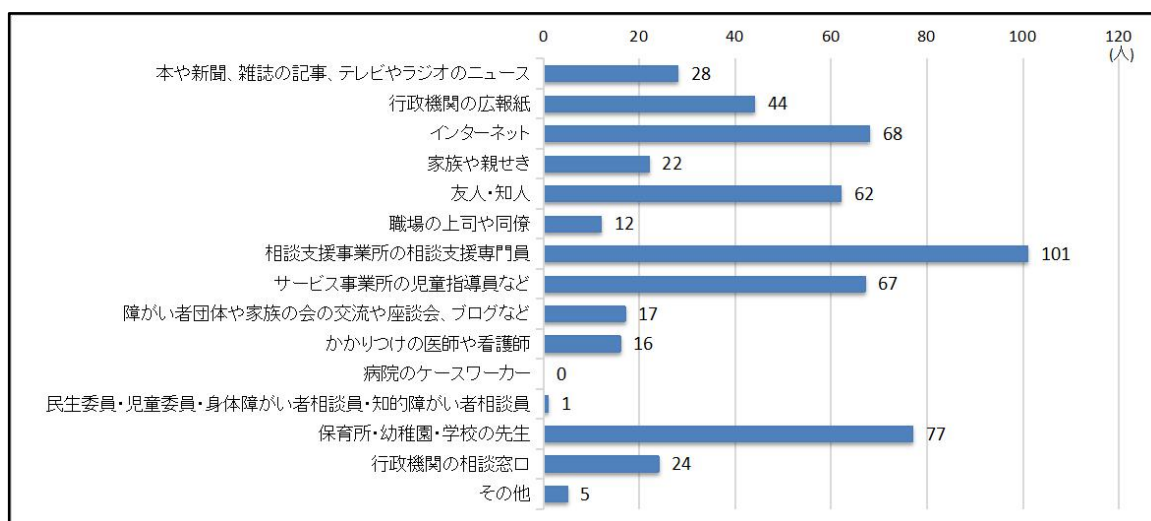
全てのこども、若者が、身体的、精神的、社会的に幸福（well-being）な生活を送ることができる社会

(図3) 悩みや困ったことなどの相談先 (回答者215名 複数回答可)



(R5.7 保護者アンケートより)

(図4) 福祉サービスに関する情報収集先 (回答者215名 複数回答可)



自由意見…福祉サービス提供事業所の特色や送迎の有無等を記載した冊子の作成または市のサイトに掲載してほしい

(R5.7 保護者アンケートより)

(課題)

- ・家庭・園・学校生活などでの経験や体験活動を通じ、感染対策により様々な影響を受けた子どもたちの年齢に応じた健やかな成長を促すことが求められています。
- ・子どもの発達の違いなどに対する早期発見と支援のため、保健・医療・福祉・教育などの関連分野の機関が連携した切れ目のない支援体制の充実が求められています。
- ・子どもの生活に身近な園や学校生活などで、適切な支援ができるよう、保育士や幼稚園教諭、教員の観察力と支援力の向上が求められています。
- ・子どもの状況に応じて、必要な障がい児通所支援サービスを選択できる情報発信や多様なニーズに対応した支援を提供できる環境整備が求められています。
- ・障がいの有無に関わらず、地域に生まれ育つ全ての子どもたちが共生できる社会を実現するために、将来、自立した生活を送れるような就学指導及び保護者への相談支援が必要となっています。
- ・親が子どもの発育・発達上の遅れなどを理解できなかつたり、受容できなかつたりすることで、療育などの支援が遅れる場合があります。

(個別施策)

① 早期発見と支援体制の整備

ア 子ども家庭センター設置による支援体制の構築

- ・児童福祉と母子保健が一体化した組織として、医療、教育とも連携を図りながら妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの伴走型支援により、支援が必要な子どもや家庭の早期発見、支援に向けた取り組みを進めます。

- ・発達障がいに対する専門的知見をこどもや保護者、支援者に届く機会を確保していきます。
- ・個々のこどもの支援に有用な情報が、保育園や小中学校、障がい児通所支援事業所へ適切に引継がれるよう、連携体制を強化します。
- ・児童発達支援をはじめ障がい児通所支援サービスの質的向上を図ります。

イ 母子保健事業の充実

- ・発達の節目に応じた1カ月児・4カ月児・1歳6カ月児・3歳児の健康診査、7カ月児・10カ月児・2歳児相談を通し発育・発達を支援します。
- ・医療、教育、福祉の視点を踏まえた新たな健診体制の構築を図ります。

ウ 心理支援の充実

- ・こどもの多様な発達特性に保護者や支援者が対応するため、こどもの心理アセスメント※を行い、関係機関と連携した支援を行います。
- ・こどもの生活の身近な支援者である保育士や幼稚園教諭、教員のこどもの観察力や支援力を高めるため、保育園、幼稚園、学校への心理師の訪問による心理支援の充実を図ります。

※アセスメント

利用者が置かれている環境及び日常生活全般の状況などの評価を通じて、利用者の希望する生活や課題などを理解するために援助に先だって行われる課題分析

エ 保護者・家族支援の充実

- ・保護者がこどもの特性を理解し、適切な関わり方を学ぶ「ペアレント・トレーニング※」を行い、家庭での正しい知識の習得や支援力の向上を図ります。

※ペアレント・トレーニング

子育てに難しさを感じる保護者が、こどもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てする自信を身に付ける「ペアレント・プログラム」を提供し、こどもの特性を理解したうえで具体的な支援方法を学ぶもの

オ 関係機関が連携した相談支援

- ・こどもや保護者が特性に応じて必要な支援が求められるよう SNS 等を利用した情報発信を行います。
- ・障がいのあるこどもの相談支援のため、飛騨子ども相談センター（児童相談所）、飛騨圏域発達障がい支援センター※、ひだ子ども家庭支援センター、福祉サービス総合相談支援センター、こども家庭センターが連携して対応します。

※飛騨圏域発達障がい支援センター

発達障がい児者の療育・相談に関する専門支援員を配置して、圏域内の発達障がい児者支援や地域資源の充実に向けた活動を行う組織。岐阜県が実施主体で、県内5圏域に設置

カ 強度行動障がい・高次脳機能障がい児への支援

- ・障がい児通所支援事業所などにおいて強度行動障がい、高次脳機能障がい児に対する適切な支援ができるよう研修機会を提供し、人材育成などを通じた支援体制の充実を図ります。

— 成果目標 —

◎ ペアレント・トレーニング等の実施

国の基本指針では、発達障がい者等に対する支援について、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニング等の支援体制を確保するとされています。

高山市では心理師が中心となり、障がい児等を持つ保護者に対しペアレント・トレーニングを継続して実施していきます。

【活動指標】

事項	R8 (2026) 【見込】
ペアレント・トレーニング等の受講者数	10人

(分野別施策) 3 健全な発達支援
(基本的施策) (2) 成長段階に応じた支援
(個別施策) ① 未就学児への発達支援

(現 状)

- ・就労する保護者の増加により、3歳未満で入園するこどもが増加しています。
- ・感染対策によるマスク着用や外遊びの体験不足などから、心身の発達に様々な影響が出ています。
- ・市が中心となり、就園時や就学時に切れ目のない丁寧な引継ぎを実施しています。

(課 題)

- ・こどもが家庭以外の場で過ごす時間が多くなっていることから、保育園や幼稚園の中で支援の必要性を判断し、適切な支援を行うことができる保育士・幼稚園教諭の観察力と支援力の向上が求められています。
- ・保育園や幼稚園における支援の必要な子どもに対する加配保育士の確保、環境整備や家庭支援などの対応にかかる負担が重くなっています。
- ・児童発達支援事業所などの障がい児支援に関わる専門性の高い人材の育成とともに、資質の向上が求められています。

(個別施策)

① 未就学児への発達支援

ア 保育士・幼稚園教諭のスキル向上と人材育成の推進

- ・CLMなど発達支援ツールの保育園や幼稚園への導入と効果的な活用を促進し、こどもが集団生活で困難さを感じることなく過ごせるよう、適応障がいの予防と個に応じた健やかな発達を支援します。
- ・「分かりやすい保育・教育（ユニバーサルな保育・教育）」「規律ある保育・教育（社会性の醸成）」が提供、指導できる中核的な人材の育成を推進します。
- ・保育士・幼稚園教諭等のスキル向上のため、県や市、関係機関が開催する研修等を情報提供するとともに積極的な参加を求めます。
- ・療法士や心理師など専門スタッフやこども家庭センター専門員が保育園や幼稚園を訪問しこどもの見立てや適切な支援のための助言などを行うことにより、保育士等への支援の強化を図ります。
- ・児童発達支援事業所の支援員に対する、専門的な研修の開催により、こどもの発達課題の分析力や支援力、実践力の向上に努めます。
- ・飛騨圏域発達障がい支援センターをはじめ関係機関と連携し、地域全体における

療育の体制整備やレベルアップに取り組みます。

イ 障がい児保育の体制整備

- ・障がいの有無に関わりなく、個々の状況にあった支援ができるよう保育園における保育士の支援スキルの向上や人員の確保により、受け入れ体制を整備します。
- ・重度障がいのあるこどもを保育する園に対し、個別の支援のための人材確保や環境整備等に必要な費用を助成します。

ウ 就学後も必要とされる支援の円滑な情報共有

- ・こども家庭センターを中心とした医療や教育、児童発達支援事業所との連携により、こどもや保護者の意向を踏まえた円滑な就園・就学を支援します。
- ・在園中に得られた支援に有効な情報は、こども家庭センターを中心に保健・教育の関係機関とサポートブックを活用するなど共有し、就学先への確実な引継ぎを行います。
- ・年長園児の保護者や支援者向けの就学学習会の開催により、就学や利用できる福祉サービスの内容等への理解を深めます。

(関連するサービス)

i) 障がい児のこども・子育て支援等の提供体制の整備

ア 提供するサービスの見込量

区分	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
保育園での障がい児の受入れ	270人	270人	270人

イ 見込量の確保策

- 国の基本指針を踏まえ、誰もができるだけ希望に沿った保育サービスの利用ができるよう、公立保育園での障がい児の受入れ体制を整えるとともに私立保育園に対する支援を行います。

(分野別施策) 3 健全な発達支援**(基本的施策) (2) 成長段階に応じた支援****(個別施策) ② 多様なニーズに対応した教育の充実**

(現 状)

- ・多様な学習状況や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導の充実と、確かな学力の定着や各機関の連携による継続した指導・支援の充実によって、共生社会の礎が築かれることが求められています。
- ・障がいの有無に関わらず、同じ学びの場で共に学びたいというニーズが高まっています。
- ・障がいの種類や状態、個々のケースに対応した環境の設定などの合理的配慮や適切な支援を行い、子どもたちが学び合える仕組みをつくる必要があります。
- ・小学校において特別支援学級を希望する児童が年々増加しています。
- ・特別支援学級においては、複数異学年の児童生徒を同時指導するなど、担任の負担が増大しています。
- ・小学校で、保育所等訪問支援事業[※]の利用者が増加しています。
- ・総合的な学習の時間や道徳、特別活動に取り組む地域の人材や事業所の協力を得て行う福祉教育について、同一学校内での学年の発達段階に応じた学習や小・中学校連携の取り組みから、学校・保護者・地域・行政との協働的な学習へと発展させていく必要があります。

※保育所等訪問支援事業

児童の発達に関わる専門スタッフが保育園や学校等に月1～2回程度訪問し、個別的な支援や職員等へのアドバイス等を行う事業

(課 題)

- ・すべてのこどもの自立と社会参加を目指して、就学前から卒業後までを見据えた教育を行う必要があります。
- ・学校教育・地域活動・社会教育活動など様々な学習機会を通し、発達障がいへの理解を深めるとともに、保健・医療・福祉・教育などの各機関が連携して対応することが望まれています。
- ・障がいの状態や適応の状況などに応じて、障がいの有無に関係なく共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育」システムの構築により、保護者や本人の意向に沿った学びの場を選択できることが求められています。

(個別施策)

② 多様なニーズに対応した教育の充実

ア 早期からの一貫した教育支援体制の整備

- ・幼稚園・保育園、小中学校、高等学校、特別支援学校が連携し、「個別の教育支援計画」などの確実な引継ぎができる体制づくりをすすめます。また、サポートブックの活用を促進して、関係機関との連携によるこどもの成長段階に応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。

イ 多様性を尊重する教育の推進

- ・学校内外の活動を児童生徒や保護者が望んだ場合、合理的な配慮をするための人員確保と環境整備に努めます。
- ・障がいの特性・状態が大きく異なることに対応した教育課程を編成するとともに、複数学年で編成される特別支援学級における教育課程及び指導体制の確立を目指します。
- ・居住地校との交流回数の増加の要望に対応するため、県が交流を拡充する場合は、各学校の受入体制を整えます。
- ・児童生徒一人ひとりの個性や可能性が発揮できるよう、見守りや支援を行う保健相談員の配置をすすめます。

ウ 特別支援教育の充実

- ・特別支援学級における児童生徒の個別支援及び日常生活における介助の充実に向け、特別支援員の配置をすすめます。
- ・一人ひとりの児童生徒にあった支援を充実させるため、特別支援学級担任及び特別支援教育コーディネーターに対する研修を実施します。
- ・主体的、対話的で深い学びを生み出すためにICT環境の整備を図ります。
- ・児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所や医療機関などと連携し、指導技術の向上に取り組み、通級指導教室の指導及び運営に関する研修の充実を図ります。

エ 進路相談・就労支援の仕組みづくり

- ・中学校卒業後の進学先や就職先への定着のため、中学校、高等学校、就労支援機関と連携した進路相談、就労支援を行います。

オ 福祉教育の充実

- ・地域の活動に参加・貢献し、他者をともに支え合うことのできる温かみのある社会の構成員として子どもたちを育むため、校内外の枠を超え、地域と協働した福

祉教育に取り組み、次代を担うこどもたちの生きる力を培います。

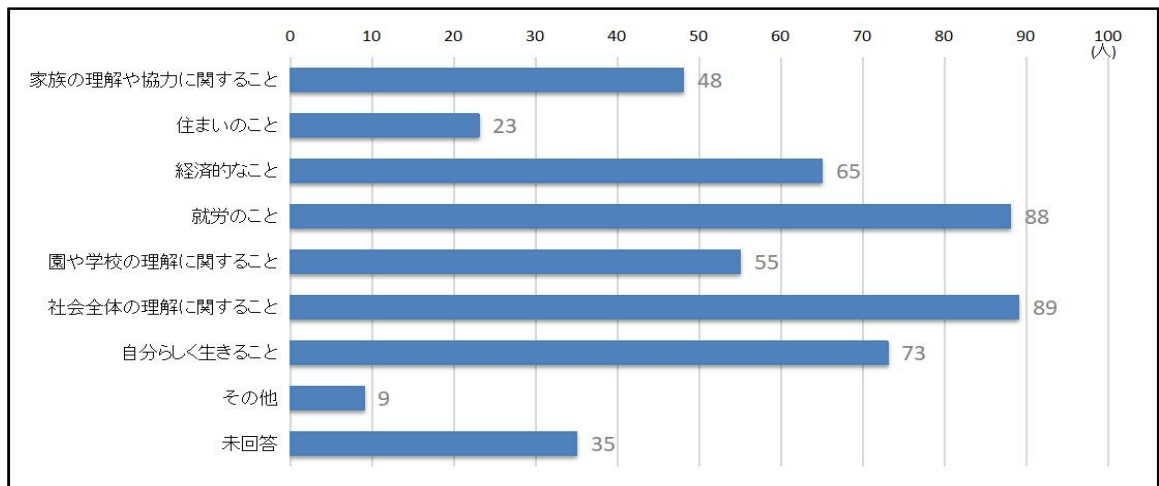
- 年齢、性別、障がいの有無、国籍などの違いに関わらず、誇りをもって心豊かで幸せな生活を送ることができるこどもたちを育むため、教員や保護者が福祉について学ぶ機会を設けます。

(分野別施策) 3 健全な発達支援
(基本的施策) (2) 成長段階に応じた支援
(個別施策) ③ 放課後・長期休業の支援体制の充実

(現 状)

- ・就労する保護者の増加により、放課後に過ごすこどもの居場所が求められています。
- ・障がいのある児童生徒は、放課後や長期休業時における家庭以外の居場所として、放課後児童クラブや日中一時支援事業のほか、発達支援等を目的とした放課後等デイサービスを利用しています。
- ・放課後等デイサービスの利用者の増加により、サービス利用の必要なこどもが利用できない状況であったことから、令和4年9月より持続可能なサービス提供のため、障がいの状態に応じた支給量の基準と個に応じて調整する仕組みを設けています。
- ・支給量の基準を設けたことにより、目的に応じた福祉サービスの利用が進み、日中一時支援事業の利用が増加傾向にあります。
- ・こどもの発達支援等に対するニーズの高まりとともに、放課後等デイサービスなどの事業所が増加しています。

(図5) こどもの状況に対する保護者自身の悩みや困りごと
 (回答者215名 複数回答可)



(R5.7 保護者アンケートより)

放課後等デイサービスや日中一時支援を利用している児童40名からの聞き取り (R5.8 調査)

- ・楽しい、うれしい
- ・家庭や学校での嫌なことを少し忘れられる場所になっている
- ・僕にとって大切な居場所
- ・両親の仕事の時に利用したい

(課題)

- ・障がいの有無などに関わらず、様々な体験によるこどもの学びの場の提供が必要です。
- ・放課後等デイサービスの支給量の基準を設けたことにより、軽度の障がいのあるこどもが放課後児童クラブを利用する機会が増え、支援員の人材確保や資質の向上が求められています。
- ・長期休業時などにおいては、家庭以外の居場所として放課後等デイサービスの利用が増え、供給量が不足する傾向にあります。
- ・日中一時支援事業を提供する事業者からは、放課後等デイサービスと比べて給付費が安価なため、見直しを求められている状況です。

(個別施策)

③ 放課後・長期休業の支援体制の充実

ア 放課後や長期休業の支援体制の充実

- ・放課後児童クラブがこどもや保護者にとって、放課後等に安心して利用できる居場所となるように環境整備をすすめます。
- ・放課後児童クラブ支援員が障がい児を支援するための必要な知識やスキルを修得できるよう、研修の充実を図ります。
- ・障がいの有無に関わらず放課後児童クラブでの支援が関係機関と一体的に実施できるよう、園や学校との円滑な接続を支援します。
- ・放課後等デイサービスや日中一時支援事業等のサービスの質の向上を図ります。
- ・放課後等デイサービスの支給は、「障がい児通所支援サービス支給量審査委員会」を活用し、こどもの状態に応じた柔軟な運用をすすめます。
- ・サービス提供事業所などとの定期的な連絡調整会議を開催し、日中一時支援事業の給付費（単価）や送迎加算の導入などを検討します。

(関連するサービス)

i) 障がい児のこども・子育て支援等の提供体制の整備

ア 提供するサービスの見込量

区分	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
放課後児童クラブでの障がい児の受入れ	60人	60人	60人

イ 見込量の確保策

- 国の基本指針を踏まえ、誰もができるだけ希望に沿った放課後児童クラブの利用ができるよう、各クラブでの障がい児の受入れ体制を整えるとともに、放課後児童クラブ受託団体に対する支援を行います。

(分野別施策) 3 健全な発達支援

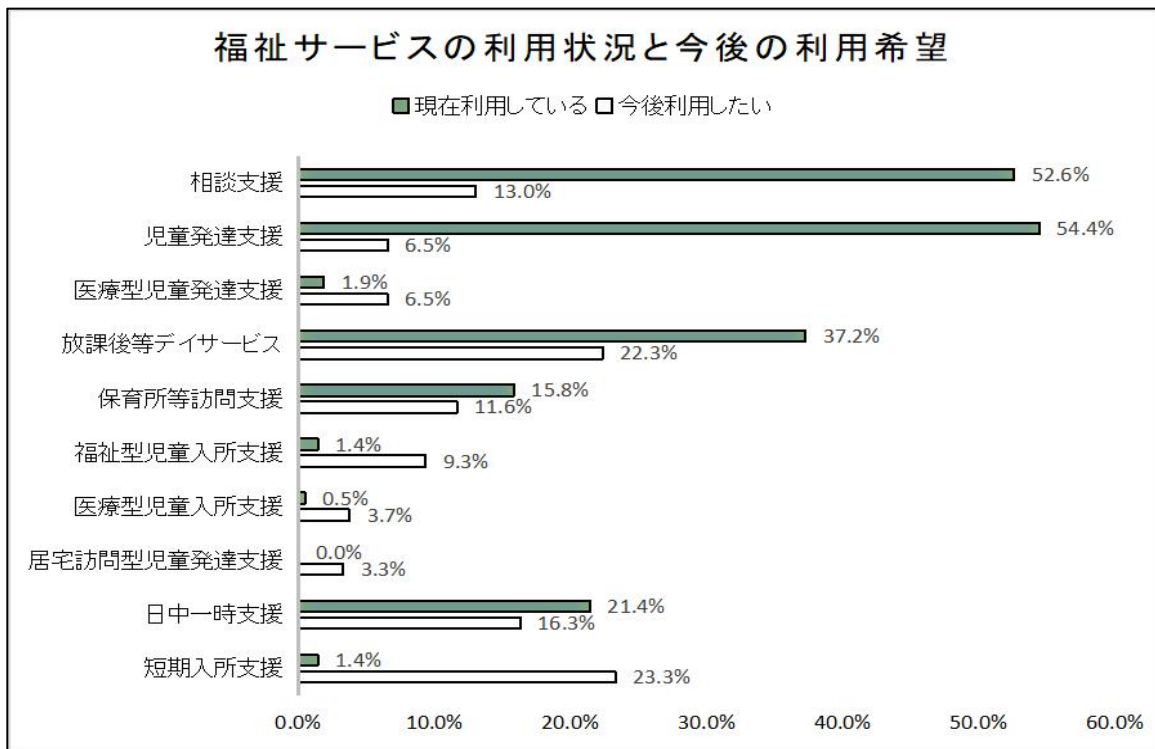
(基本的施策) (3) 切れ目のない支援体制の充実

(個別施策) ① 自立までの切れ目のない支援体制の充実

(現 状)

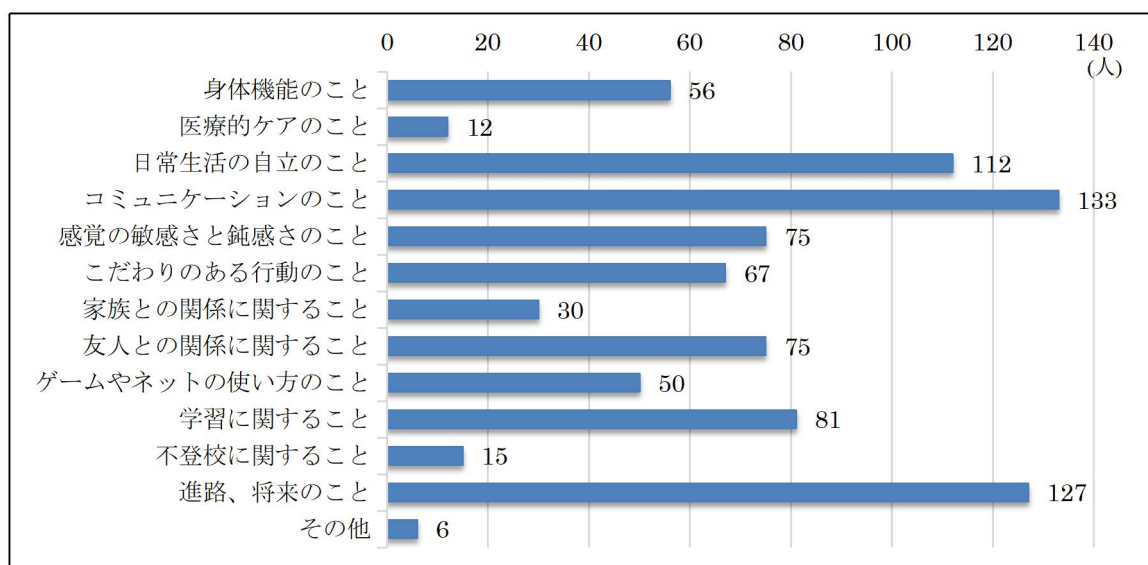
- ・成長段階に応じた切れ目のない支援や関係機関とのスムーズな連携による地域支援機能の強化のため、市を中心として関係機関との連携をすすめています。
- ・子ども発達支援センターが、関係機関との調整を担い、一人ひとりのこどものニーズに応じた支援をコーディネートしています。(図6、図7)
- ・地域自立支援協議会に、医療的ケア児への円滑な支援ができるよう、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が参画する協議の場が設置されています。
- ・医療的ケア児の家庭や教育現場での看護費用の助成により、保護者の負担軽減や就学の支援をすすめています。
- ・令和3年に県が難聴児支援センターを開設し、きこえに関する相談支援等を開始しましたが、飛騨地域に専門医や専門機関がなく、遠隔地への受診等を余儀なくされています。

(図6) こどものサービス利用状況、今後の利用予定 (回答者215名 複数回答可)



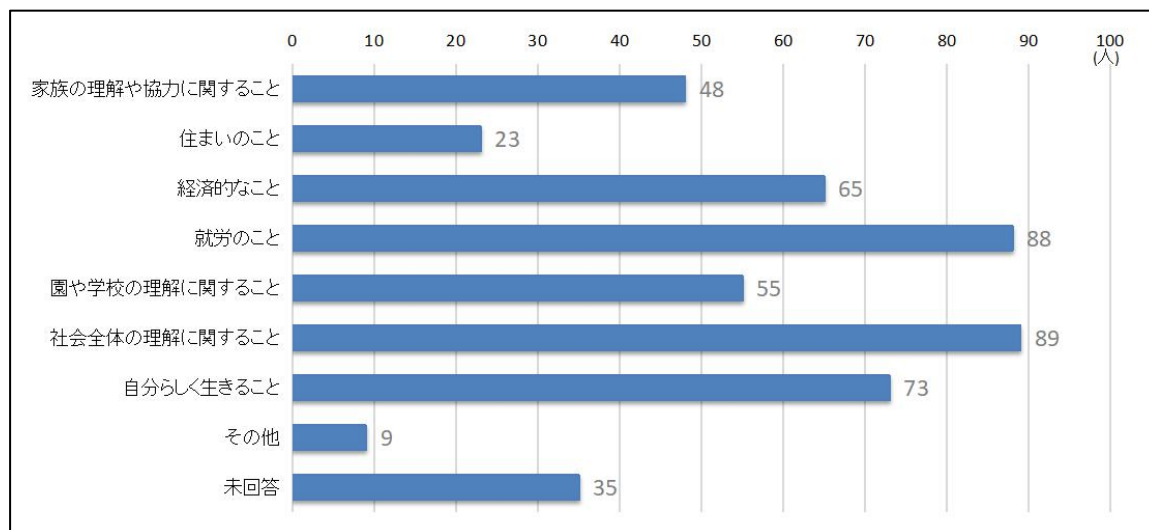
(R5.7 保護者アンケートより)

(図7) こどもの障がい児の状況や特性についての悩みや困りごと (回答者215名 複数回答可)



(R5.7 保護者アンケートより)

(再掲) こどもの状況に対する保護者自身の悩みや困りごと (回答者215名 複数回答可)



自由意見…障がい児を持つ保護者は他の親と同じように働くことが難しい。保護者支援と金銭的な支援を考えてほしい。

障がい児を家族が支えることが前提となっている。障がいの有無に関係なくお互い支え合える社会になってほしい。

(R5.7 保護者アンケートより)

(課 題)

- ・ こどもの特性に応じた多様なニーズに対応するため、庁内での分野横断的な連携体制の強化が必要です。
- ・ 行政や民間支援機関が互いに連携し、相談や支援の充実を図る必要があります。
- ・ 障がい児及びその家族のニーズに応じた障がい児通所支援のサービスが提供できるよう、サービスや利用計画の質の向上を図る必要があります。
- ・ 就園や義務教育の接続期においては、支援の内容や成長の記録などの情報が引継がれていますが、高校生や、高校中退後のこどもに対する支援は行き届いていない状況です。
- ・ 医療型福祉施設がない飛騨地域では、医療的ケア児を抱える保護者の負担が大きくなっています。
- ・ 飛騨地域に専門医や専門機関がなくても、難聴児とその保護者が家庭や地域で安心して生活できる環境の整備が必要となっています。

(個別施策)

① 自立までの切れ目のない支援体制の充実

ア 切れ目のない支援と引継ぎ

- ・ こどもの成長過程に応じた切れ目のない支援を行うため、こどもの成長の記録を記載して、情報の共有と支援の引継ぎに役立つサポートブックの活用を促進し、相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 高校生や高校中退後のこどもへの支援が途切れないう、高等学校との情報共有や連携を強化します。

イ 医療的ケア児等の支援体制の構築

- ・ 市に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、関係機関と連携した入院中からの退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援を行うなどサポート体制を強化します。
- ・ 市内の医療的ケア児について、保健・医療・福祉・教育の各分野と情報共有し、ライフステージに応じて適切に支援できるようコーディネートするほか、常時電源が必要となる重度障がい児の災害時などでも対応が可能となる支援体制の構築します。
- ・ 保護者のレスパイトを目的とした、入院付き添い者の確保に対する支援（タイムケア事業^{*}）を実施します。

^{*}タイムケア事業・・・レスパイト入院の際に保護者が依頼した付き添い人に対し給付金を支給することにより、医療的ケア児の居宅生活を支援

ウ 難聴児支援のための支援体制の構築

- ・市内の難聴児について、保健・医療・福祉・教育の各分野と情報共有し、ライフステージに応じて適切に支援できるようコーディネートします。
- ・岐阜県が設置する「岐阜県難聴児支援センター」や飛騨特別支援学校などと連携し、地域で安心して相談や支援が受けられるよう支援します。

エ 関係機関との連携強化

- ・児童福祉と母子保健が一体化した組織として、医療、教育とも連携を図りながら妊娠期からこどもの社会的自立に至るまでの伴走型支援により分野横断的な支援を進めます。

オ 障がい児及びその家族による精神的・経済的負担の軽減

- ・相談内容に応じ、より専門性の高い相談窓口につながるよう市がサポートします。
- ・障がい児が、飛騨地域内の障がい児通園施設に通園する場合及び飛騨地域外の肢体不自由児施設や育成医療を行う病院などに通園・通院する場合は、交通費用や宿泊費用の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- ・障がい児通所支援などのサービス利用者が負担する費用を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- ・重度障がい者などを対象とした福祉医療費助成事業を引き続き実施します。

— 成果目標 —

◎ 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針においては、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（圏域での設置も可）に少なくとも1カ所以上設置することを目指して目標を設定することとされています。

高山市では、市内には児童発達支援センターは設置されていませんが、飛騨圏域での児童発達支援センターの整備について関係市村と調整を図りながら研究していきます。

また、障がい児の地域社会への参加、包容を推進するため、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを目指して目標を設定することとされています。

市内には現在、保育所等訪問支援の実施事業所が3カ所あり、質の高いサービスの提供に向けた取り組みを促進しています。

【目標】児童発達支援センターの設置	1カ所
【目標】障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築	3カ所

◎ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針においては、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することが基本とされています。

市内には現在、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は2カ所、放課後等デイサービス事業所が3カ所あり、より質の高いサービスの提供に向けた取り組みを促進します。

【目標】主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	2カ所
【目標】主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3カ所

◎ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、令和8年度末までに、医療的ケア児支援の協議のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

高山市では、平成29年度に地域自立支援協議会医療部会を、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として位置付けています。

【目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1カ所
【目標】医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1カ所

(関連するサービス)

i) 障がい児通所支援等

ア 提供するサービスの見込量

サービス名	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
児童発達支援	300人分 1,200人日分	300人分 1,200人日分	300人分 1,200人日分
放課後等デイサービス	280人分 2,700人日分	280人分 2,700人日分	280人分 2,700人日分
保育所等訪問支援	30人分 60人日分	30人分 60人日分	30人分 60人日分
居宅訪問型児童発達支援	1人分 5人日分	1人分 5人日分	1人分 5人日分
障がい児相談支援	150人分	150人分	150人分

イ 見込量の確保策

- 関係機関等と協働して障がい児通所支援等の計画的かつ着実な整備をすすめます。なお、整備にあたっては、圏域発達障害支援センターと連携した巡回訪問による支援やスタッフ研修など、サービスの質の向上につながる支援を実施します。

(分野別施策) 4 地域共生社会の実現
(基本的施策) (1) 権利擁護体制の充実
(個別施策) ① 成年後見制度等の普及・啓発

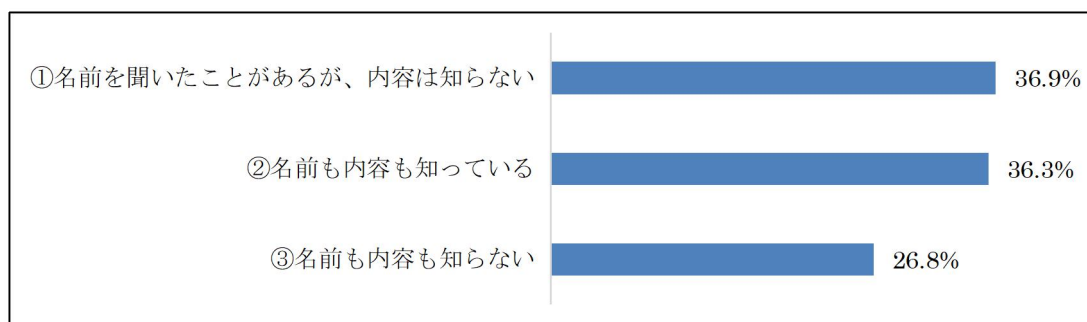
(現 状)

- ・判断能力が不十分な障がい者で、身寄りのない人や親族の協力が得られない人の財産や権利を守るため、成年後見制度等の利用を促進するとともに、必要に応じて成年後見制度の利用に係る費用を助成しています。
- ・アンケート調査では、家族等の介助者のうち、60歳以上の割合が6割程度を占めており、今後、介助者の高齢化が見込まれています。(P15図1)
- ・アンケート調査では、成年後見制度について、名前も内容も知っている人の割合は、36.3%にとどまっています。(図8)
- ・市では、令和4年4月に福祉サービス総合相談支援センター内に成年後見支援センターを設置し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として成年後見制度の利用促進を図っています。

(課 題)

- ・介護者の高齢化が進んでおり、障がい者の親亡き後を見据え、成年後見制度等を必要な人が利用できる環境づくりをすすめていく必要があります。
- ・成年後見制度の認知度は上がってきたものの、知らないために必要な支援が受けられないことがないように、市民へ周知していく必要があります。
- ・関係者で、あらかじめ、親亡き後の意思決定の方法について話し合っておく必要があります。
- ・成年後見制度の利用について、財産(預貯金等)の管理を目的とすることが多いですが、今後は身上保護や意思決定の支援などの権利擁護支援の重要性が増え、成年後見制度の必要性が高まってきます。
- ・高山市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業への申し込みが多く、ニーズに対して受入体制が不足しています。

(図8) 成年後見制度についてご存じですか？



(R5, 12 障がい者福祉計画に関するアンケート調査)

(個別施策)

① 成年後見制度等の普及・啓発

- ・成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、成年後見制度の利用を支援します。
- ・成年後見支援センターと連携を図りながら、権利擁護支援のための地域連携ネットワークを構築し、成年後見人のマッチング、家庭裁判所との連絡調整、成年後見人の活動支援及び弁護士等の専門職ではない市民後見人の育成等を行います。
- ・知的障がい者及び精神障がい者等で、成年後見制度の利用に要する費用の負担が大きく、利用が困難な方に対して、成年後見制度利用支援事業を実施し、申立てに要する費用や後見人等の報酬の全部又は一部を助成していきます。
- ・高山市社会福祉協議会との連携により、福祉サービスの利用手続きや金銭管理の支援などを行う日常生活自立支援事業の利用を促進していくとともに、ニーズに対する受入体制が確保できるよう関係機関等と検討していきます。
- ・成年後見制度の利用を促進するために、成年後見制度利用促進計画を策定・推進し、施策を総合的かつ計画的に実施します。

(関連するサービス)

i) 成年後見制度利用支援事業

ア 提供するサービスの見込量

区分	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
成年後見制度利用支援事業	5人	5人	5人

イ 見込量の確保策

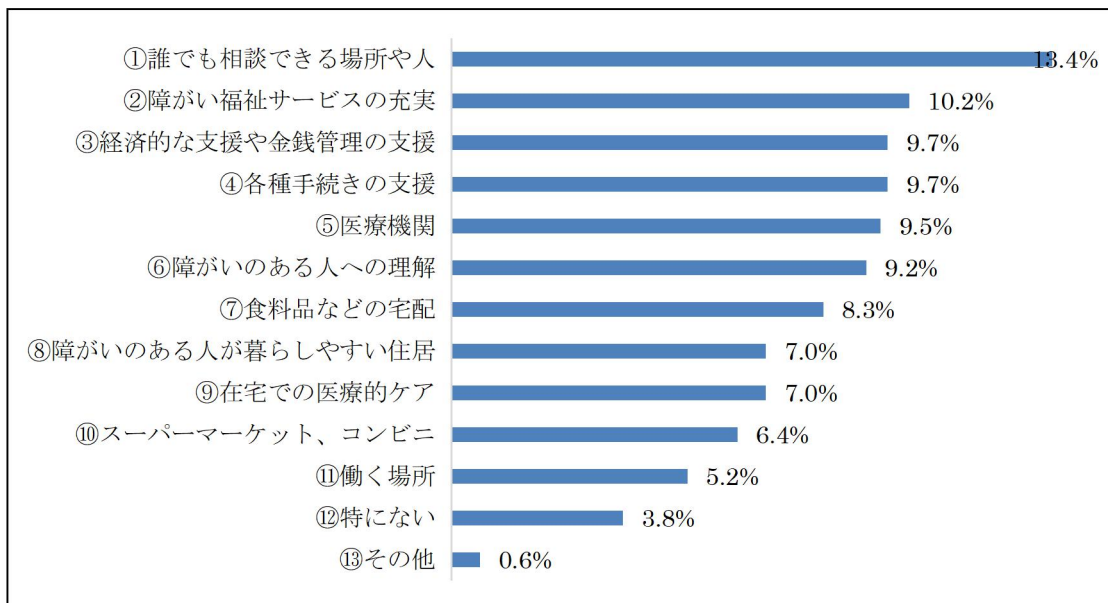
- 関係機関と連携し、成年後見制度等の利用が必要な方の把握に努め、その利用を支援します。
- 市民後見人の育成等を図ります。

(分野別施策) 4 地域共生社会の実現
(基本的施策) (1) 権利擁護体制の充実
(個別施策) ② 差別や虐待に対する相談体制の強化

(現 状)

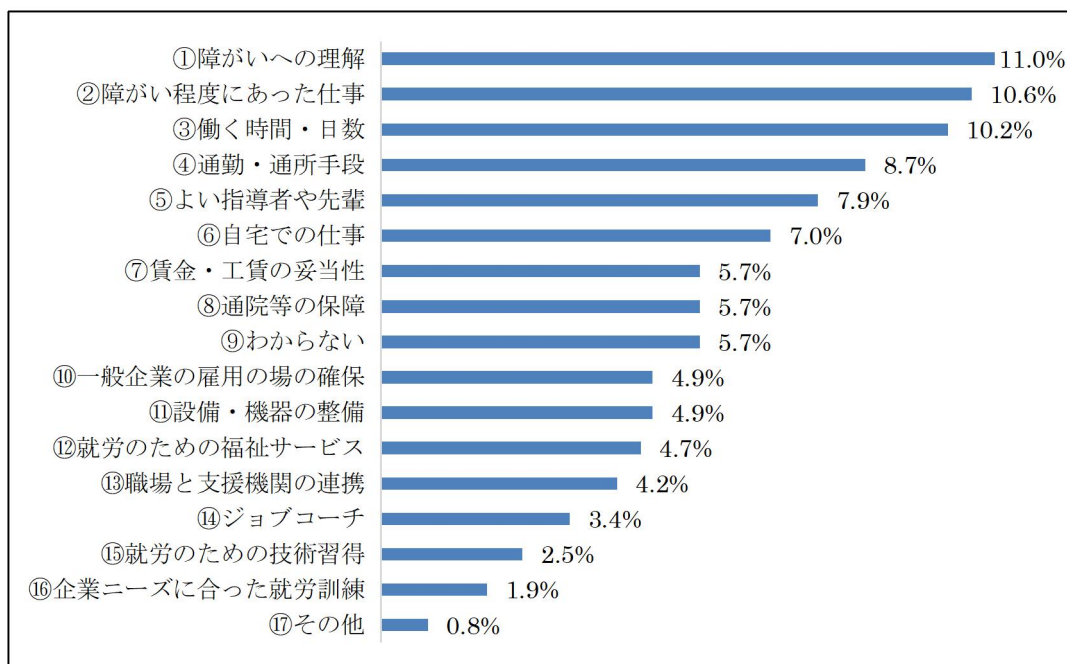
- ・平成24年10月より、「障害者虐待防止法」が施行され、市においても障がい者虐待相談窓口を設置して対応しています。
- ・市では、平成28年3月に障がいを理由とする差別の解消を推進するために、障がいを理由とする差別を行わないための基本的な考え方、知識、対応方法その他必要な事項についてまとめた「障がいを理由とする差別の解消の推進等に関する高山市職員対応要領」を作成し、合理的配慮の提供等に努めています。
- ・アンケート調査では、障がい者が地域で生活していくために必要とされるもの、また、一般就労するにあたり必要とされるものという問いに対して、いずれも「障がいへの理解」が上位に挙げられています。(図9、図10)
- ・アンケート調査では、障がいがあることで差別を受けたり、いやな思いをしたことがある人が32.0%となっています。(図11)
- ・平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、行政機関や事業者等に対して「不当な差別的取扱い」の禁止や「合理的配慮の提供」が推進されていますが、令和6年4月1日より事業者においても「合理的配慮の提供」が義務化されます。

(図9) 福祉施設以外で生活するためには、どのようなことが必要だと思いますか？



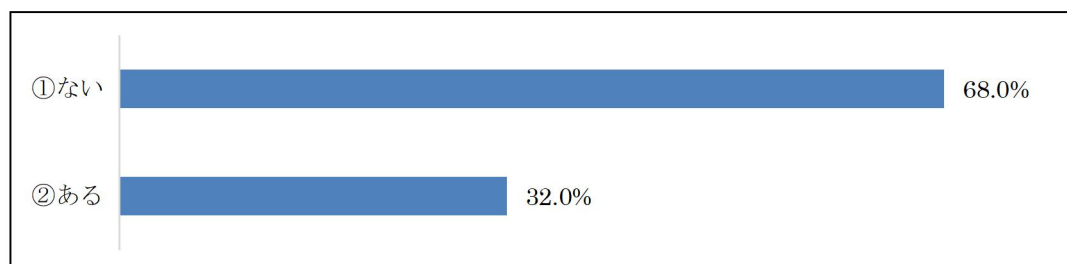
(R5.12 障がい者福祉計画に関するアンケート調査)

(図 1 0) 障がい者の一般就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか？



(R5.12 障がい者福祉計画に関するアンケート調査)

(図 1 1) 障がいがあることで差別やいやな思いをしたことがありますか？



(R5.12 障がい者福祉計画に関するアンケート調査)

(課 題)

- ・ 障がいを理由とする差別の解消の推進に関しては、医療、福祉、教育などの関係機関等が連携し、主体的な取り組みを進める必要があります。
- ・ 虐待相談窓口について、一層の周知及び関係機関との連携が必要となっています。
- ・ 合理的配慮の提供は、障がいの特性やそれぞれの場面や状況に応じて異なるため、個別の場面ごとに判断することができるように理解を深めるための啓発に一層取り組んでいく必要があります。
- ・ 障がいに対する差別や偏見が、障がい者の社会参加への大きな壁となっており、地域全体が障がいに対する正しい理解を深めていくとともに、障がい者自身が抱える社会参加に対する不安等を解消していく必要があります。

(個別施策)

② 差別や虐待に対する相談体制の強化

ア 障がい者に対する差別の解消

- ・障がい者に対する差別や偏見を解消していくために、広報たかやまや市ホームページ等による周知、地域の集まりや事業所等での講座開催など地域全体で障がいへの正しい理解を深めていきます。
- ・福祉サービス総合相談支援センター（基幹相談支援センター）における障がい者差別相談窓口を周知するとともに、相談支援事業者や関係機関と連携し、障がいを理由とした差別解消に向けて取り組んでいきます。
- ・障がいを理由とする差別を解消していくために、高山市地域自立支援協議会の地域生活・権利擁護部会をはじめとする関係団体等と連携し、地域の実情に応じた差別解消に向けた取り組みを検討していきます。
- ・市内に配置している身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員を地域の身近な相談窓口として周知するとともに、市との連携を密にし、差別の早期発見に努めていきます。

イ 障がい者虐待の防止

- ・福祉サービス総合相談支援センター（基幹相談支援センター）における障がい者虐待相談窓口を周知するとともに、相談支援事業者や関係機関と連携し、虐待の早期発見や防止を図ります。
- ・複雑・困難な問題を抱える家庭等に対し、多機関連携による伴走型・訪問型支援を行います。
- ・市内に配置している身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員を地域の身近な相談窓口として周知するとともに、市との連携を密にし、虐待の早期発見に努めていきます。

ウ 障がい者への合理的配慮の促進

- ・合理的配慮について認識を深めていくために、広報たかやまや市ホームページ等を活用し、積極的な啓発に努めていきます。
- ・合理的配慮の提供が義務化される事業者に対しては、要請に応じて職員を派遣し、説明会を開催するなどのアウトリーチ型の啓発活動を実施します。

(分野別施策) 4 地域共生社会の実現

(基本的施策) (2) 安心して快適に暮らせる環境づくり

(個別施策) ① ユニバーサルデザインのまちづくり

(現 状)

- ・施設のバリアフリー化への支援や認定制度などによる民間事業者のユニバーサルデザインに配慮した取り組みを促進しています。
- ・高山市誰にもやさしいまちづくり条例を施行し、安全・安心・快適なまちづくりを推進するため、道路等の段差解消、ユニバーサルデザインの考え方に基づく公共施設などの環境整備をすすめています。
- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行後、大規模施設等のバリアフリー化がすすんでいます。
- ・市では、既存の公共的な民間施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインタクシーの導入に対して助成を行っています。
- ・アンケート調査では、外出する時に困ることとして、「公共交通機関が少ない(ない)」が最も多い回答となっています。

(課 題)

- ・ユニバーサルデザインの考え方にもとづき、年齢、性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、誰もが安心して暮らせる環境の整備が必要です。
- ・ハード、ソフトの両面からユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要があります。
- ・AIなどの技術を活用し、認知症や発達障がいに対応した「誰にもやさしいまちづくり」の構築が求められています。
- ・既存の公共的な民間施設のバリアフリー化への助成制度について、建物の構造上の問題から助成基準を満たせず、制度の活用ができない事例があるため、助成基準の見直しの検討が求められています。
- ・施設のバリアフリー化が推進されていますが、一部の施設では障がい者本人及びその家族から利用しづらいという意見があり、障がい者本人の目線や立場にたったバリアフリー化を進めていく必要があります。
- ・合理的配慮の提供は、障がいの特性やそれぞれの場面や状況に応じて異なるため、個別の場面ごとに判断することができるように理解を深めるための啓発に一層取り組んでいく必要があります。(再掲)

(個別施策)

① ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・障がい者団体等による市内のバリアフリー環境等のモニタリングを実施し、障がい者が安心できるまちづくりを推進します。
- ・関係機関との連携により、施設のバリアフリー化への支援やユニバーサルデザイン意識の啓発を行います。
- ・市が新たに整備する施設については、すべての人が支障なく快適に利用できるよう取り組み、既存の施設についても改修時にはより利用しやすい施設になるように改善を図ります。
- ・既存の公共的な民間施設等に対するバリアフリー改修の助成については、より有効で利用しやすい制度になるよう検討します。
- ・公共交通機関の利便性や安全性を向上させるため、バス停留所のバリアフリー化や低床バス等の導入を促進します。
- ・市道の整備にあたっては、障がい者や高齢者などを含むすべての人にとって、安全で快適に利用できる道路となるように、交差点や歩道の段差を解消し、車いす利用者等の安全性・快適性を確保するほか、点字ブロックや視覚障がい者用誘導灯を設置して、視覚障がい者の安全性の向上を図ります。
- ・市民の憩いの場として、障がい者や高齢者を含むすべての人が自由に、そして安全かつ快適に利用できるように、公園やまちかどスポットにおける段差の解消等を推進します。
- ・公衆便所については多目的トイレ（車いす対応やオストメイト対応設備、チャイルドシートを整備したトイレ等）を設置していますが、障がい者等の声を聴きながら、可能な場所にはユニバーサルシート^{*}を設置するなど、利用者に配慮した施設の整備を行います。
- ・耳マーク、ヘルプマーク、ほじょ犬マーク及び手話マーク等の障がい者に関するマークの普及啓発や障がい者団体等の活動支援などにより、障がいへの理解と配慮を促進します。
- ・選挙における投票所のスロープの設置など、引き続き投票所のバリアフリー化を行います。

※ユニバーサルシート

多目的トイレ内に設置するもので、着替えやオムツ交換など多目的に活用できるシート（大型ベッド）

障がい者マーク



耳マーク



ヘルプマーク



ほじょ犬マーク

(分野別施策) 4 地域共生社会の実現
(基本的施策) (2) 安心して快適に暮らせる環境づくり
(個別施策) ② 情報のバリアフリー化

(現 状)

- ・令和元年6月に読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現のため、「読書バリアフリー法」が施行されました。
- ・市では、「障がいを理由とする差別の解消の推進等に関する高山市職員対応要領」を作成し、合理的配慮の提供等に努めています。
- ・市では、聴覚障がい者に対しコミュニケーションや意思疎通の支援を行うために手話通訳者や要約筆記奉仕員等を派遣しています。
- ・広報たかやまでは、視覚障がい者に向けて、音声で情報を読み上げる「声の広報」を実施しています。
- ・市では、障がい者の日常生活における情報取得や意思疎通を支援していくために情報・意思疎通支援用具等の購入に対して給付等を実施しています。
- ・令和4年5月より「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がい者があらゆる分野の活動に参加できるよう、情報取得利用の向上及び意思疎通支援の充実を図っていくこととなりました。
- ・市役所では聴覚障がい者の窓口での手続きや相談等の対応を行うため、福祉課に手話通訳者を設置しています。
- ・市では、平成28年より「全国手話言語市区長会」に入会し、主旨に賛同した自治体と連携を図りながら、聴覚障がい者の自立と社会参加を促進しています。

(課 題)

- ・情報通信技術を活用したコミュニケーションツールを用いたサービスについて、障がい者に周知していく必要があります。
- ・市からの情報発信方法について、更に改善していく必要があります。
- ・手話通訳者や手話通訳士の有資格者が増加せず、派遣に支障をきたすことがあるため、手話通訳者の資格取得を促進し、派遣を円滑に実施していく必要があります。

(個別施策)

② 情報のバリアフリー化

- ・高山市図書館においては、郵送貸出し、対面朗読、音訳等の各種サービスや、大活字体、録音資料、点字資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備をすすめ、視覚障がい者など、障がいの有無にかかわらず誰もが読書しやすい環境を推進します。

- ・障がい者の生活の様々な場面において、情報通信技術等の活用により、情報の取得や利用の促進及び意思疎通支援の充実が図られるよう、情報提供を行い、情報通信技術等の活用を促していきます。
- ・障がいの特性に応じて情報の取得や利用、意思疎通の選択ができるよう、様々な媒体や手法を活用し、わかりやすい情報発信に努めていきます。
- ・障がい者が購入等をした情報・意思疎通支援用具や先進的な福祉機器の購入等に対し給付を行い、日常生活における情報取得や意思疎通を支援していきます。
- ・市から発送する文書等について、音声コードを導入し、視覚障がい者の情報取得の利便性の向上を図ります。
- ・市福祉課窓口到手話通訳者を設置し、来庁された聴覚障がい者の行政手続き等を支援していきます。
- ・聴覚障がい者が病院での受診や公的な手続を行う際などに手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションを支援します。
- ・手話通訳者や要約筆記者の育成・確保を目的に、資格取得に要する受講費用や受験費用等の一部を助成します。
- ・手話奉仕員養成講座等のカリキュラムを段階的に実施し、手話通訳者等の資格取得に向けた人材育成を行っていきます。

(関連するサービス)

i) コミュニケーション支援等

ア 提供するサービスの見込量

区分	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
コミュニケーション支援	160回	160回	160回
手話奉仕員養成事業	50人	50人	50人
日常生活用具給付 (情報・意思疎通支援用具)	50件	50件	50件

手話奉仕員養成事業は、開催予定の手話奉仕員、要約筆記奉仕員養成講座修了者が、登録奉仕員となる数を推計

イ 見込量の確保策

- 手話奉仕員や手話通訳者等の養成講座の開催を行います。
- 日常生活用具給付等事業について広報・周知を行っていきます。

(分野別施策) 4 地域共生社会の実現

(基本的施策) (2) 安心して快適に暮らせる環境づくり

(個別施策) ③ 地域支援体制の確立

(現 状)

- ・障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活を送るため、民生児童委員や町内会等による地域における見守り活動を行っています。
- ・市では、平成27年度より災害時に障がい者や高齢者などの自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、本人等からの届出に基づき、名簿及び個別避難計画を作成し、町内会等を中心とした地域共助による円滑かつ迅速な避難の確保に努めています。
- ・市内には、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者などの安全・安心を確保するための避難先として、福祉施設等と協定を締結した福祉避難所が20か所あります。
- ・アンケート調査では、一人で避難所に避難できますか？の問いに対して、「できない」が39.7%、「わからない」が27.5%となっています。（図12）
- ・アンケート調査では、災害時に困ることは？の問いに対して、「投薬や治療が受けられないこと」が20.1%、「迅速な避難」、「避難先のトイレなどの環境」がそれぞれ18.1%となっています。（図13）

(課 題)

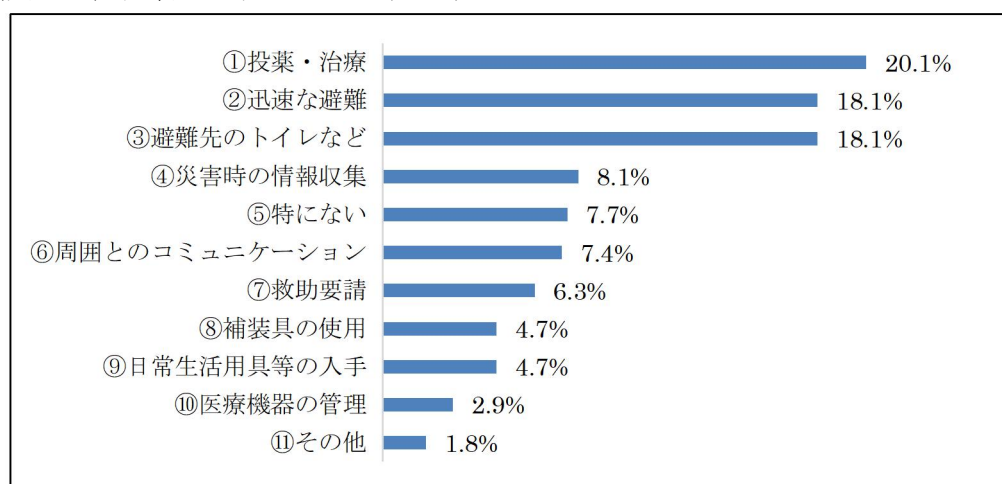
- ・犯罪による障がい者の被害を防ぐための対策を推進する必要があります。
- ・アンケート調査の結果から、災害時における避難行動要支援者の避難支援する仕組みについて、障がい者本人及びその家族等に周知を図り、登録者を増やしていく必要があります。
- ・避難行動要支援者の避難支援については、町内会をはじめとする関係機関等と連携を図り、災害時において確実に機能する体制づくりが必要となります。
- ・福祉避難所への避難方法について、現在は指定避難所に一旦避難してから、スクリーニングの判断により福祉避難所に移動していますが、円滑な避難方法への見直しが求められています。
- ・災害危険区域図（ハザードマップ）について、地図情報だけでは視覚障がい者には伝わらないといった課題があるため、あらゆる人が災害リスク情報を取得でき、避難に活用できるような取り組みが必要となります。

(図12) あなたは、一人で避難所に避難できますか？



(R5.12 障がい者福祉計画に関するアンケート調査)

(図13) 災害時に困ることは何ですか？



(R5.12 障がい者福祉計画に関するアンケート調査)

(個別施策)

③ 地域支援体制の確立

- ・災害危険区域図（ハザードマップ）を全戸配布し、災害危険個所や避難所の周知を図るとともに、地域の民生児童委員や町内会と連携を密にし、障がい者自身の災害への備えや防災意識の啓発に努めます。
- ・地域住民の避難所運営に関する理解を深めるため、まちづくり協議会に出前講座を開催します。
- ・高山市社会福祉施設や医療機関との連携により、精神的なケアや、車いす使用者、視覚障がい者、聴覚障がい者等といった、一人ひとりの障がいに応じた救援・救護体制づくりを推進します。
- ・指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者などの要配慮者の安全・安心を確保するために、福祉施設等を福祉避難所として協定を締結するほか、実際の災害時は必要に応じ、指定避難所の一部を福祉避難室として利用することを想定した準備をすすめます。
- ・障がい者や高齢者等の緊急通報システム、聴覚障がい者等の緊急メール・ファック

ス、Net 119 緊急通報システムの普及を促進し、緊急時の不安の解消を図ります。

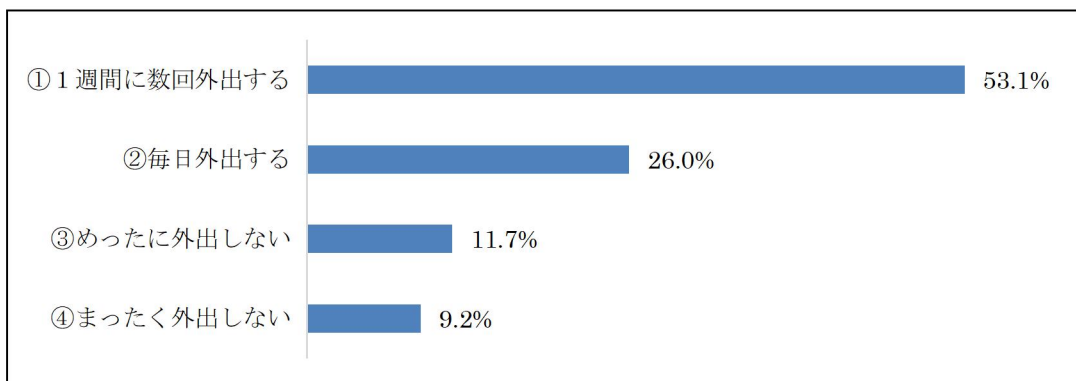
- ・地域住民の巡回パトロール等の活動を支援し、地域と協働して防災・防犯体制の強化を図ります。
- ・障がい者が振り込め詐欺や悪質商法の被害者とならないように警察等の関係機関や地域と連携していくとともに、障がい者個人の金銭管理のサポート等について、日常生活自立支援事業等の活用を促進し、安心して地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。
- ・避難行動要支援者の避難支援を周知していくために、広報たかやまの活用、町内会等による地域での声掛け、障がい者及びその家族と関わりが深い障がい福祉サービス事業所等に働きかけを行っていきます。
- ・災害時において避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を確保していくために、支援の中心となる町内会等と連携を図りながら、地域共助による支援を行います。
- ・災害危険区域図（ハザードマップ）について、音声読み上げの活用など、視覚障がい者が情報を取得しやすい提供方法について検討していきます。
- ・福祉避難所の協定を締結した福祉施設等と協議を行い、円滑な避難方法について検討していきます。
- ・人工呼吸器等の医療機器を使用する在宅の障がい者が災害における停電時においても医療機器の使用が継続できるよう、非常用電源装置等の購入費用の助成制度を周知していきます。

(分野別施策) 4 地域共生社会の実現
(基本的施策) (3) 社会参加の促進
(個別施策) ① 地域活動への参加と交流促進

(現 状)

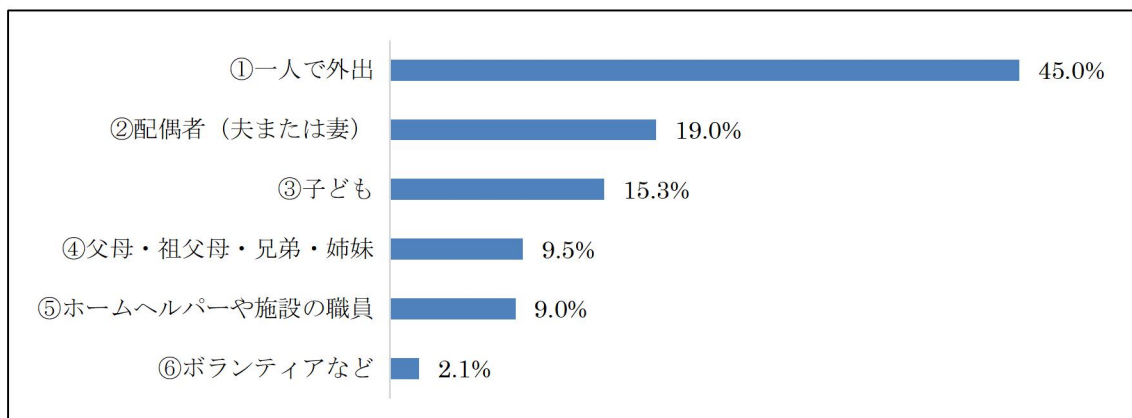
- ・令和3年に東京にてパラリンピック競技大会が開催され、障がい者への理解や、バリアフリー化の促進など、人々の意識を変化させるきっかけとなりました。
- ・飛騨圏域の3市1村が委託する地域活動支援センターが設置され、精神障がい者の余暇活動や創作活動のための支援が行われています。
- ・市内では、障がい者団体や障がい福祉サービス事業者などが主体となり、障がい者やその家族向けのサロンや集いの場が開催されています。
- ・平成30年6月に文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、「障害者文化芸術推進法」が施行されました。
- ・総合福祉センターに身体障がい者福祉センターを設置し、創作活動や軽スポーツなど障がい者の交流を図っています。
- ・社会参加を支援するため、ヘルパーの派遣や手話通訳、要約筆記者の派遣、あおぞら号（リフト付きバス）の運行、外出支援事業、自動車の改造やタクシー利用の支援など障がい者の外出支援を行っています。
- ・アンケート調査では、外出頻度は図14のようになっていますが、同伴者が必要な方は55.0%を占めています。（図15）
- ・アンケート調査では、外出の目的として「趣味やスポーツ」との回答は、全体の5.2%にとどまっています。（図16）

(図14) 1週間にどの程度外出しますか？



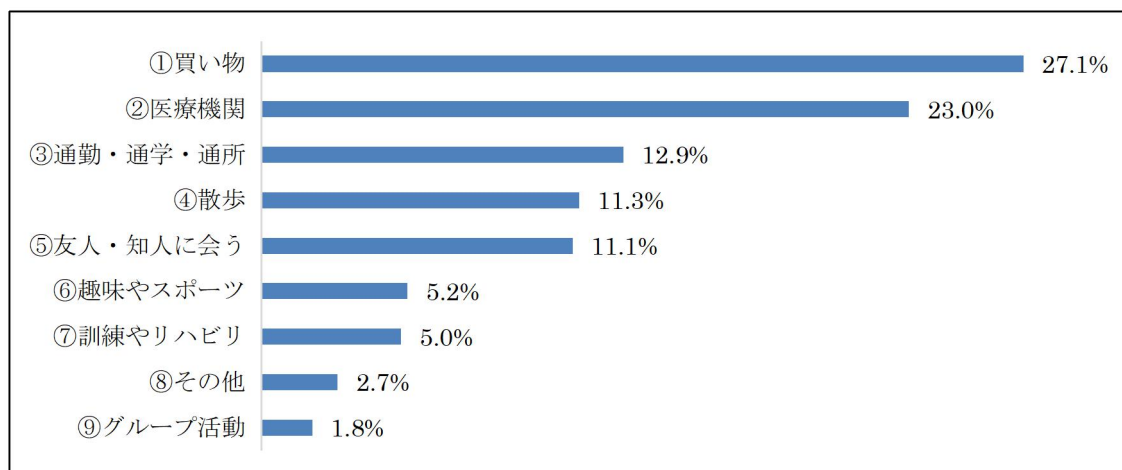
(R5.12 障がい者福祉計画に関するアンケート調査)

(図15) 外出する際の主な同伴者は、誰ですか？



(R5.12 障がい者福祉計画に関するアンケート調査)

(図16) どのような目的で外出することが多いですか？



(R5.12 障がい者福祉計画に関するアンケート調査)

(課題)

- ・ 外出先での困ったことに対する不安により外出できない障がい者もあり、不安を解消するために地域全体で障がいへの理解を深めていくことが必要です。
- ・ 障がい者が趣味やスポーツなどを楽しむ割合は低く、文化芸術活動やスポーツに参加する機会を充実させていくことが必要です。
- ・ 障がい者の外出や社会参加のきっかけとして、地域における居場所の確保が求められています。
- ・ 地域における障がい者の社会参加を進めるためには、移動の支援、環境の整備などにより、障がい者団体、ボランティア団体、スポーツ団体等と高山市社会福祉協議会が連携し、地域の人々と交流し、お互いの生活の質を高めていくことが必要です。
- ・ 障がい者が地域活動を行うためには、移動手段の確保が課題となっています。

(個別施策)

① 地域活動への参加と交流促進

- ・各種スポーツ団体等との連携により、障がい者が参加しやすいスポーツの促進に取り組むとともに、県身体障がい者スポーツ大会への参加を促進します。
- ・障がい者やひきこもりの人等が集える居場所をつくるため、関係機関等と連携し、サロン活動や家族会等の活動を促進します。
- ・身体障がい者福祉センターや地域活動支援センターなどの関係機関と連携し、障がい者が気軽に立ち寄れるスペースの確保や余暇活動を促進し、障がい者の居場所づくりに努めていきます。
- ・手話通訳者及び要約筆記者の派遣や情報通信技術を活用した情報取得や意思疎通などのコミュニケーション支援、外出支援事業や障がいタクシー利用助成などの移動支援や地域に向けた障がいへの理解を深めていくための啓発などを一体的に推進し、障がい者の社会参加を促進していきます。
- ・令和6年10月から11月にかけて開催される「清流の国ぎふ」文化祭2024（第39回国民文化祭と第24回全国障害者芸術・文化祭の同時開催）などを通じて、障がい者の文化芸術活動への参加意欲の向上や文化芸術活動を通じた交流を促進します。
- ・市内で開催される障がい者等を対象としたサロンや集いの場などの情報を集約し、必要とされる方に情報が届くように発信していきます。
- ・地域生活支援拠点における体験の機会・場を提供する機能について、高山市地域自立支援協議会等の関係機関と協議し、障がい者の社会参加や地域移行のきっかけとなるような仕組みを検討し、実施していきます。

(関連するサービス)

i) 同行援護・行動援護

ア 提供するサービスの見込量

区分	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
同行援護	20人分 250時間分	20人分 250時間分	20人分 250時間分
行動援護	0人分 0時間分	2人分 20時間分	2人分 20時間分

イ 見込量の確保策

- 指定介護保険事業所に障害者総合支援法の改正に伴い創設された共生型障がい福祉サービスを周知し、障がい福祉サービスへの参入を促進するとともに、各事業者との連携を図ります。

- 高山市の支給決定基準により、個々の介護環境等に応じたサービスを提供します。

ii) 移動支援・地域活動支援センターのサービス見込量

ア 提供するサービスの見込量

区分	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
移動支援	40人	40人	40人
地域活動支援センター	1カ所	1カ所	1カ所

イ 見込量の確保策

- 移動支援事業について実績やニーズの把握に努め、より充実した制度となるよう事業者と連携を図ります。
- リフト付バスあおぞら号を継続して運行します。

(分野別施策) 4 地域共生社会の実現
(基本的施策) (3) 社会参加の促進
(個別施策) ② 障がい者福祉への理解の推進

(現 状)

- ・平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、行政機関や事業者等に対して「不当な差別的取扱い」の禁止や「合理的配慮の提供」が推進されていますが、令和6年4月1日より事業者においても「合理的配慮の提供」が義務化されます。
(再掲)
- ・市内の全小中学校を福祉協力校に指定し、福祉に対する理解を促進しています。
- ・アンケート調査では、障がいがあることで差別を受けたり、いやな思いをしたことがある人が32.0%となっています。(P74図11) (再掲)

(課 題)

- ・障がいがある人もない人も、学校教育・地域活動・社会教育活動を通して、お互いを理解することが大切です。お互いを理解するためには、保育園、幼稚園、学校及び地域で幼い頃からともに交流し、心のバリアフリーを意識した地域づくりが必要です。
- ・障がいについての正しい知識と理解を深めるための啓発に一層取り組んでいく必要があります。
- ・外出先での困ったことに対する不安により外出できない障がい者もいるため、地域全体で障がいへの理解を深め、障がい者の不安を解消していくことが必要です。
(再掲)
- ・合理的配慮の提供は、障がいの特性やそれぞれの場面や状況に応じて異なるため、個別の場面ごとに判断することができるように理解を深めるための啓発に一層取り組んでいく必要があります。(再掲)

(個別施策)

② 障がい者福祉への理解の推進

- ・障がい者の社会参加を促進するため、ともに尊重し合う共生社会を目指し、こどもから大人まで生涯にわたりそれぞれの段階で、障がいの理解を深める取り組みを推進します。
- ・市内の全小中学校を福祉協力校に指定し、総合的な学習の時間で児童・生徒と障がい者・高齢者との交流を図るとともに理解を深めます。
- ・市が取り組むバリアフリーやユニバーサルデザイン等に関する副読本「誰にもやさ

しいまちづくり」を市内の小学生に配布し、誰にもやさしいまちづくりの理解を深めていきます。

- ・ 高山市ボランティアセンターと連携し、こどもの頃から音訳・朗読・手話・要約筆記等のボランティア活動に対する理解と関心を深めることができるよう、必要に応じ手話通訳や要約筆記等のボランティアを派遣します。
- ・ 合理的配慮について認識を深めていくために、広報たかやまや市ホームページ等を活用し、積極的な啓発に努めていきます。(再掲)
- ・ 合理的配慮の提供が義務化される事業者に対しては、要請に応じて職員を派遣し、説明会を開催するなどのアウトリーチ型の啓発活動を実施します。(再掲)

(分野別施策) 4 地域共生社会の実現**(基本的施策) (3) 社会参加の促進****(重点施策) ③ ボランティア組織の育成、推進基盤の整備**

(現 状)

- ・ 高山市ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動に対する市民の理解と関心を深め、ボランティア団体の支援と育成を図っています。
- ・ 町内会では地域の安全を守るため、ボランティアによるパトロール活動等が行われています。
- ・ 市は、「市民活動応援指針」により、子育てや災害支援、高齢者や障がい者の移動支援、環境保全など様々な市民活動団体に活動の場の確保や事業費助成等の支援を行っています。

(課 題)

- ・ 障がい者の社会参加を促進するには、支援する人材の育成が求められており、ボランティア活動に参加しやすい環境を整備し、ボランティア意識の高揚を図ることが必要です。
- ・ 町内会、まちづくり協議会、民生児童委員、NPO団体といった地域組織とボランティアが連携できる体制を整備する必要があります。

(個別施策)**③ ボランティア組織の育成、推進基盤の整備**

- ・ 障がい者が地域の一員として生き活きとした生活を送るために、地域の中で障がいへの理解を促進し、障がい者が受け入れられやすい環境を地域と協働してつくるとともに、それを支援するNPO団体やボランティア団体などが活動しやすい基盤の整備をすすめます。
- ・ 高山市ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動に対する市民の理解と関心を深め、ボランティアの育成を図ります。
- ・ 障がいのある児童生徒との交流学習や福祉施設見学等の体験学習を通じ、小中学生に対するボランティア意識の啓発をすすめ、ボランティア人材の育成を図ります。
- ・ 「市民活動応援指針」に基づき、市民活動団体の自立に向けた支援を行います。
- ・ 障がい者団体とNPO団体やボランティア団体との意見交換の場の確保に努めます。
- ・ 市民活動団体やボランティア団体等の情報を把握するとともに、情報媒体を利用して団体の活動やボランティアに関わる情報を発信します。

第4章 分野横断的な対応

1 「障がい者の親亡き後の生活」や「ひきこもり・8050問題」の対応

障がい者の多くは、様々な場面で他者の支援を受けて生活を送っており、ほとんどの場合にその支援を保護者（同居の親）が担っています。そのため、親が障がいのある子より先に亡くなることや、親が高齢により子を保護できなくなることは現実的に起こりうることであり、当事者は「いつか保護者がいなくなってしまう」、保護者は「自分が他界したら、この子はどうやって生きていけば良いか」といった不安を抱えながら生活しています。

また、精神疾患や何らかの障がい、就職での挫折、人間関係などの様々な要因が絡み合って社会参加を回避するようになり、長期にわたり家庭にとどまっている状態（ひきこもり）の方への支援が課題となっています。8050問題と言われるように、親が80代になって介護が必要となり、50代の子の世話ができなくなったときに初めて問題が表面化することも多く、親が元気なうちは周りの人が気が付きにくいことが多いといわれています。

「障がい者の親亡き後の生活」の問題は、「親に代わる支援者をどうするのか」、「安心して住むことができる場所をどうするのか」、「日中の活動の場はどうするのか」、「生活に必要な収入をどのように確保するのか」、「困った際の相談はどうするのか」といったように、様々な要素で構成されています。「ひきこもり・8050問題」は、社会参加を回避することになった要因が、目に見えないものを含めて複合的に絡み合っています。

これらの課題は、分野を超え横断的に対応することが重要であり、様々な課題を総合的に捉えることができるようこの計画に分かりやすく明記し、早期の解決に向け取り組みます。

2 分野横断的に対応する事案

(1) 障がい者の親亡き後の生活

①相談支援体制の整備 【1.(1)①相談支援体制の充実・強化】

- ・子の将来の不安を抱えた保護者の相談を受け止めることができるよう、相談支援体制を充実します。
- ・将来を見据え、早期に相談いただけるよう働きかけを行います。
- ・様々な理由で窓口に来ることができない方に対し、訪問による相談支援を行います。
- ・事故や急病等により親や介護者が不在になっても、地域生活支援拠点における緊急時の受入や対応により、地域で安心して生活できるように支援していきます。

②生活できる場の確保 【1.(3)①グループホームの確保、1.(3)②地域移行を支えるサービスの提供、2.(2)①施設入所の支援】

- ・親亡き後の生活の場を確保していくために、入所施設やグループホームなどの整備を促進します。
- ・住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域生活支援拠点の充実を図っていきます。
- ・地域で支え合いながら、安心した生活がおくれるよう、合理的配慮の提供を推進し、障がいへの理解を深めていきます。

③経済的な面での支援 【2.(1)①就労の促進】

- ・親亡き後も経済的に自立して暮らしていけるよう、就労に向けた支援を行うなど、経済的な自立に向け支援します。

④多職種が連携し支援できる協力体制の構築 【1.(1)①相談支援体制の充実・強化】

- ・多職種が連携を図りながら、様々な福祉や医療のサービスが利用できるよう支援していきます。

⑤身上監護や財産管理 【4.(1)①成年後見制度等の普及・啓発】

- ・財産管理が困難な場合には、成年後見支援センターと連携を図りながら、成年後見制度や高山市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業を利用できるよう支援します。

(2) ひきこもり・8050問題

①対象者の把握 【1.(1)①相談支援体制の充実・強化】

- ・市民に対し相談窓口を広く周知します。
- ・民生児童委員や教育委員会などの協力を得ながら、対象者の把握に努めます。
- ・把握した対象者に対し、訪問による相談支援を行います。

②家族に対する情報提供、集いの場の確保 【1.(1)①相談支援体制の充実・強化、4.(3)①地域活動への参加と交流促進】

- ・本人や家族が集まり、悩みを語る活動が行われていますが、このような活動が継続できるよう支援していきます。
- ・市内で開催される集いの場などの情報を集約し、必要とされる方に情報が行き届くように発信していきます。

③相談支援体制の整備 【1.(1)①相談支援体制の充実・強化】

- ・連絡をいただいた相談者に対し、訪問を含めた相談の機会を設けるとともに、本人や家族の集まりに参加します。
- ・ひきこもりなどの理由により外出ができない方への相談先として、SNSなどの活

用による電子版相談窓口の設置について検討していきます。

④背景にある精神障がい等に対する支援 【1.(1)①相談支援体制の充実・強化】

- ・社会的に孤立する原因の一つに、その人が抱える精神障がい等が挙げられるため、基幹相談支援センターや地域の相談支援事業所と連携を図りながら、医療的な支援につなげるなど、福祉と医療の連携に努めます。

⑤家族を含むストレスの強い環境の改善、支援機関の掘り起こし、環境的条件の改善 【1.(4)①保健・医療の充実と障がい発生予防】

- ・本人だけでなく、家族環境を含めストレスの強い環境の改善などの環境的条件を改善するとともに、支援できる機関の掘り起こしを行います。

⑥思春期の自立過程の挫折に対する支援 【3.(1)①早期発見と支援体制の整備】

- ・社会的な孤立の原因となった思春期の自立過程の挫折を分析し、個別の支援を行います。

※【 】内は第3章の分野別施策を示しています。

第5章 計画の推進

1 市民参画の推進

- ・市民が主役という理念に基づき、町内会、まちづくり協議会、ボランティア団体、事業者、当事者団体が行政等と協働し、障がい者が地域の一員として暮らしやすいまちづくりの取り組みを推進します。

2 関係機関における連携

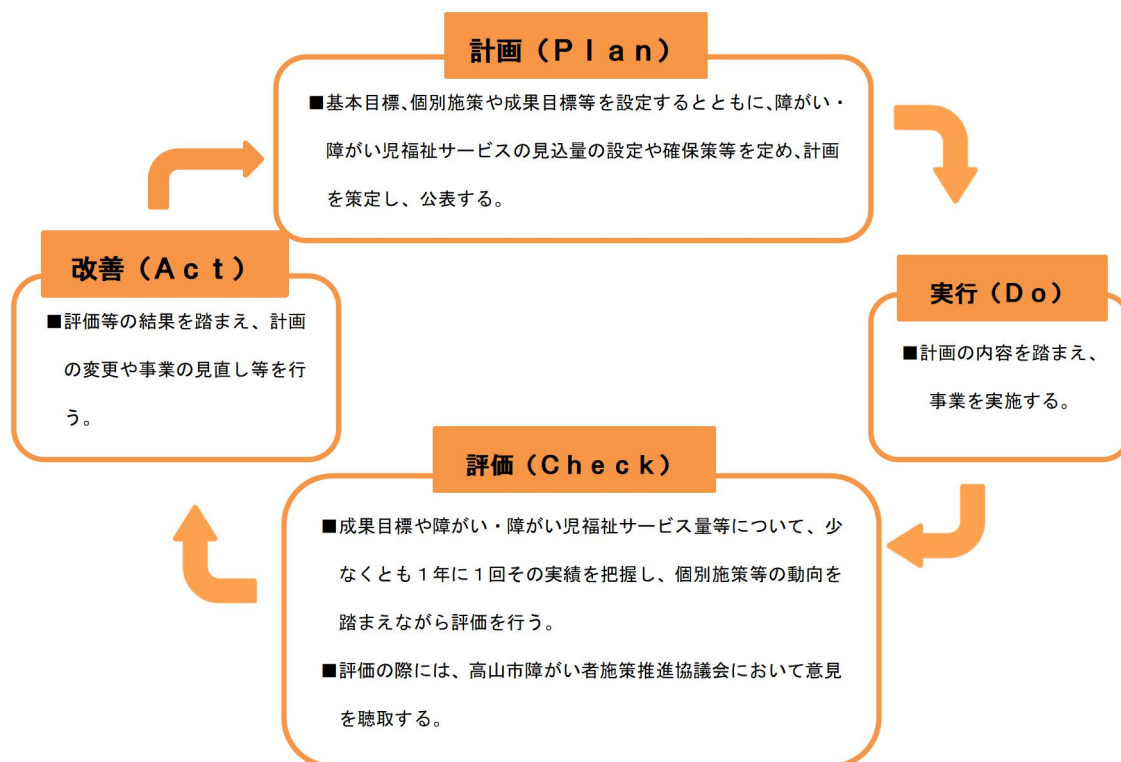
- ・高山市社会福祉協議会や福祉施設、障がい福祉サービス提供事業者、保健所、医療機関など関係機関との連携を図り、計画に定める目標に実現に取り組みます。
- ・広域的な対応については、県や他市町村と連携し、一体となった施策を推進します。

3 計画の弾力的な運用

- ・制度改正など国県の動向、社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて計画を見直し、弾力的な運用に努めます。

4 計画の推進のための委員会

- ・高山市障がい者施策推進協議会において、施策の進捗状況や計画の数値目標の評価等を行い、P D C Aサイクルに基づいた計画の推進に努めます。



《 資 料 》

1. 障がい福祉サービスの種類

(1) 自立支援給付

障がい福祉サービス（自立支援給付）は、障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や居住等の状況）をふまえ、個々に支給決定されます。

サービスを利用する場合は、市に申請書を提出後、個別計画が作成され、利用する事業所との契約が必要となります。

サービスの名称	サービスの内容
計画相談支援	支給決定時のサービス等利用計画案を作成し、支給決定後のサービス等の利用状況についての評価を行い、計画の見直し（モニタリング）やサービス事業所等との連絡調整を行います。
地域移行支援	住居の確保やその他の地域生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して緊急に支援が必要な事態が生じた際、相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。
居宅介護	ヘルパーが家庭を訪問し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の障がいにより常時介護を必要とする障がい者に対し、ヘルパーが家庭を訪問し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする程度が著しく高い障がい者に対し、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所 (ショートステイ)	障がい者支援施設などに短期入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
同行援護	視覚障がいにより移動等が困難な方に対し、外出先において必要な支援・援助などを行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動等が困難な方に対し、外出時等の行動について危険を避けるために必要な援護を行います。
療養介護	医療及び常時介護を必要とする障がい者に対し、主として日中において、病院などの施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行います。
生活介護	常時介護の必要な障がい者に対し、日中において障がい者支援施設などで入浴や排せつ、食事などの介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービスの名称	サービスの内容
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労の機会を提供し、生産活動などを通じて知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	就労経験のある障がい者などに対し、就労の機会を提供し、生産活動などを通じて知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労した障がい者に対し、一定期間、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する方の地域生活を支援します。
共同生活援助 (グループホーム)	グループホームの入居者に対し、相談、入浴等の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護などを行います。
自立訓練	障がい者への機能訓練や、生活能力の訓練等を行います。
補装具	身体の障がいを補う義肢や車イスなどの購入、修理又は借り受け費用を支給します。
高齢障がい者介護保険サービス利用負担軽減措置	障がい福祉サービスから介護保険サービスへ移行した障がい者のうち、低所得等の一定の要件を満たした場合に介護保険サービスへ移行することによる費用負担を軽減します。

(2) 地域生活支援事業

地域で生活する障がい者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、市が事業の内容等を決定し、効率的・効果的なサービスを提供します。

サービスの名称	サービスの内容
障がい者相談支援	生活や障害福祉サービスの利用について、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行い支援します。
コミュニケーション支援事業	手話通訳者を設置し、手話通訳者、要約筆記者を派遣する。また、手話奉仕員養成講座を行います。
日常生活用具の給付	重度障がい者の日常生活を容易にするため、生活用具を給付します。
移動支援	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	創作活動や生産活動の提供、社会との交流促進等の活動を提供します。

サービスの名称	サービスの内容
福祉ホーム	地域での生活を支援するため、低額な料金で、居室や設備を提供します。
訪問入浴	訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
自動車改造	自動車の操向装置、駆動装置の一部を改造する場合、費用の一部を助成します。
運転免許取得助成	自動車運転免許を取得した場合、費用の一部を助成します。
生活支援	身近なところでデイサービスを利用できるように相互利用を実施します。
日中一時支援	在宅障がい者の介護者の休養や疾病、冠婚葬祭等の際に、一時的に施設において保護を行います。
重度障がい者等就労特別支援事業	重度障がい者の就労に伴う通勤支援や、勤務先での支援を行います。

(3) 障がい児通所支援

サービスを利用するには、まず保護者が市へサービス利用の申請を行います。その後、サービス等利用計画の作成を経て、支給決定を受け、利用する施設と契約を結ぶこととなります。

サービスの名称	サービスの内容
児童発達支援	未就学児を対象とした通所施設で、日常生活における基本的な動作の訓練や集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	小学校1年から18歳未満までの児童を対象とした施設で、放課後や長期休業中に通所し、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進を行います。
保育所等訪問支援	児童の発達に関わる専門スタッフが保育園や学校等に月1～2回程度訪問し、個別的な支援や職員等へのアドバイスをを行います。
居宅型訪問児童発達支援	外出による支援を受けることが困難な重症心身障がい児等に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作等の支援を行います。

(4) その他のサービス

サービスの名称	サービスの内容
ニュー福祉機器助成	パソコンなど先進的な福祉機器の購入費を助成し、障がい者の活動を支援します。

サービスの名称	サービスの内容
障がい者住宅改造助成	在宅の障がい者の自立や介助者の負担の軽減を図るため、所得状況に応じて住宅改造や屋根融雪装置の設置に要する経費を助成します。
屋根雪の除排雪助成	自力による屋根の雪下ろしが困難で、親族等の支援が受けられない障がい者のみの世帯を対象に雪下ろし等の費用の一部を助成します。
介助用自動車等購入助成	車イス等を利用する障がい者が利用するため、介助者が運転するリフト付き自動車などを購入する場合の費用を助成します。
重度障がい者タクシー利用助成	重度の障がい者のタクシー利用料金の一部を助成します。 (身障1級、下肢・体幹及び視覚2級、療育A、精神1級)
安全・安心・快適なまちづくり事業	既存の民間施設等のバリアフリー改修、タクシー車両のサポートシートの改修等に対して助成します。
障がい児通園助成	市内の児童療育施設及び飛騨地域外の施設、病院等へ通う障がい児及び介助者に対して、交通費や宿泊費の一部を助成します。
障がい者雇用継続支援事業	障がい者雇用の法定義務のない事業主に対し、障がい者に支払う賃金の一部を助成します。
障がい者福祉手当	在宅の障がい者のうち、障がい者年金や国等の手当の対象とならない方などに対し、その障がいの程度や年齢に応じて手当を支給します。
身体障がい者補助犬飼育費助成	視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由の身体障がい者が身体障がい者補助犬を使用する場合に、飼育費用の一部を助成します。
福祉医療費助成	重度等の障がい者に福祉医療受給者証を交付し、医療費の自己負担額を助成します。
障がい者（児）等看護支援	医療行為を必要とする障がい者（児）が訪問看護等を利用した際の費用を助成します。
発達相談	発達や発達障がいに関して心配なことがある方や、その保護者からの相談に対応します。
人工透析療養者通院費助成	人工透析療養を受けるために市内の医療機関へタクシーで通院される方の交通費の一部を助成します。
在宅障がい者等交通費助成	障がい者の定期的な通所・通院に係る交通費の一部を助成します。
難病療養者通院費助成	難病等の治療のため、飛騨地域外の医療機関への通院が必要な方の交通費の一部を助成します。
おでかけパスポート	障がい者等を対象に、公共交通の利用を支援します。

2. 令和8年度成果目標（再掲）

本計画では、国の基本指針を踏まえ、計画の最終年度である令和8年度の成果目標を次のとおり設定しています。

— 成果目標 —

◎ 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針においては、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること（基幹相談支援センターの設置）が基本とされています。

高山市では、令和3年度に高山市福祉サービス総合相談支援センターの中に、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置しました。

【活動指標】

事項	R8（2026） 【見込】
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	3件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	6回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	6回
主任相談支援専門員の配置数	1人
協議会 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	6回
参加事業者・機関数	33人
専門部会の設置数	5部会
専門部会の実施回数	34回

— 成果目標 —

◎ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針においては、令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することが基本とされ、また強度行動障害を有する障がい者への支援の体制の整備が追加されています。

高山市では、令和5年度に地域生活支援拠点を設置し、今後は機能の充実に向けた検証及び検討を行うことを目標とします。

【活動指標】

事項	R8 (2026) 【見込】
設置カ所数	1カ所
コーディネータの配置人数	1人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数（年間）	1回
強度行動障害を有する障がい者に関してその状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	有

— 成果目標 —

◎ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針においては、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項（障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有）を実施する体制を構築することが基本とされています。

高山市では、県が実施する研修等に積極的に参加し、令和8年度末までに体制を構築することを目標とします。

【活動指標】

事項	R8 (2026) 【見込】
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市職員の参加（人数）	1人
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施（回数）	1回

— 成果目標 —

◎ 福祉施設の入所者の地域生活への移行※

国の基本指針では、令和4年度末時点における施設入所者の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における福祉施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上減少させることが基本とされていますが、地域の実情に応じた目標を設定することとされています。

高山市では、市内に障がい者支援施設がありますが、退所者が少なく、待機者がいる状況であり、入所者数を減らすことは困難な現状です。このような実情と過去の実績を踏まえ、次の数値を目標とします。

令和4年度末の施設入所者数	145人
【目標】令和8年度末の入所者数	138人
【目標】施設入所者の減少見込数（割合）	7人 (4.8%)
【目標】地域生活移行者数（割合） 令和4年度末の施設入所者数のうち令和8年度末までにグループホーム・一般住宅等へ移行する障がい者の数	5人 (3.5%)

※地域生活への移行

福祉施設の入所者等が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅及び家庭へ移した者をいう。

— 成果目標 —

◎ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進するため、次の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場については、協議の場を開催する前に、地域の現状及び課題を明らかにするための地域アセスメントを実施することとされています。

高山市では、令和5年度、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置しました。今後は、協議を重ね地域の現状及び課題の検討を目標とします。

【活動指標】

事項	R8 (2026) 【見込】
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回
精神障がい者の地域移行支援	2人
精神障がい者の地域定着支援	1人
精神障がい者の共同生活援助	30人
精神障がい者の自立生活援助	3人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	1人

— 成果目標 —

◎ 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて一般就労に移行する人について、令和8年度中に一般就労に移行する人の数を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることが基本とされています。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業者の割合を全体の5割以上とすることが基本とされています。

高山市では、これらを踏まえ、次の数値を目標とします。

令和3年度 年間一般就労移行者数	23人
【目標】令和8年度 年間一般就労移行者数（割合） ※国指針 1.28倍以上	32人 (1.39倍)

（福祉施設から一般就労への移行者の内訳）

令和3年度 就労移行支援利用者数	14人
【目標】令和8年度 就労移行支援利用数 ※国指針 1.31倍以上	20人 (1.43倍)
令和3年度 就労継続支援A利用者数	1人
【目標】令和8年度 就労継続支援A利用者数 ※国指針 1.29倍以上	8人 (8.0倍)
令和3年度 就労継続支援B利用者数	3人
【目標】令和8年度 就労継続支援B利用者数 ※国指針 1.28倍以上	4人 (1.33倍)

【目標】令和8年度の就労定着支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者が5割以上の事業所の割合	5割以上
令和3年度 就労定着支援事業利用者数	17人
【目標】令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 ※国指針 1.41倍以上	25人 (1.47倍)
【目標】令和8年度の就労定着率7割以上の事業所の割合	5割以上

— 成果目標 —

◎ ペアレント・トレーニング等の実施

国の基本指針では、発達障がい者等に対する支援について、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニング等の支援体制を確保するとされています。

高山市では心理師が中心となり、障がい児等を持つ保護者に対しペアレント・トレーニングを継続して実施していきます。

【活動指標】

事項	R8 (2026) 【見込】
ペアレント・トレーニング等の受講者数	10 人

— 成果目標 —

◎ 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針においては、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（圏域での設置も可）に少なくとも1カ所以上設置することを目指して目標を設定することとされています。

高山市では、市内には児童発達支援センターは設置されていませんが、飛騨圏域での児童発達支援センターの整備について関係市村と調整を図りながら研究していきます。

また、障がい児の地域社会への参加、包容を推進するため、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指して目標を設定することとされています。

市内には現在、保育所等訪問支援の実施事業所が3カ所あり、質の高いサービスの提供に向けた取り組みを促進しています。

【目標】児童発達支援センターの設置	1カ所
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	3カ所

◎ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針においては、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することが基本とされています。

市内には現在、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は2カ所、放課後等デイサービス事業所が3カ所あり、より質の高いサービスの提供に向けた取り組みを促進します。

【目標】主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	2カ所
【目標】主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3カ所

◎ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、令和8年度末までに、医療的ケア児支援の協議のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

高山市では、平成29年度に地域自立支援協議会医療部会を、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として位置付けています。

【目標】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1カ所
【目標】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1カ所

3. 障がい福祉サービス等の見込量（再掲）

本計画では、障がい福祉サービス等の計画期間（令和6年度から令和8年度まで）のサービス見込量を定めています。

■訪問系サービス

サービス名	単位	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
居宅介護	人分	165	165	165
	時間分	2,100	2,100	2,100
重度訪問介護	人分	3	3	3
	時間分	1,200	1,200	1,200
同行援護	人分	20	20	20
	時間分	250	250	250
行動援護	人分	0	2	2
	時間分	0	20	20

■日中活動系サービス

サービス名	単位	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
療養介護	人分	15	15	15
生活介護	人分	280	280	280
	人日分	5,500	5,500	5,500
就労移行支援	人分	30	30	30
	人日分	510	510	510
就労継続支援（A型）	人分	100	100	100
	人日分	2,000	2,000	2,000
就労継続支援（B型）	人分	250	260	270
	人日分	3,500	3,640	3,700
就労定着支援事業	人分	25	25	25
短期入所（医療型）	人分	5	5	5
	人日分	20	20	20

サービス名	単位	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
短期入所（福祉型）	人分	40	40	45
	人日分	320	320	350
自立訓練（機能訓練）	人分	4	5	5
	人日分	24	25	25
自立訓練（生活訓練）	人分	35	35	35
	人日分	410	410	410

■居住系サービス

サービス名	単位	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
施設入所支援	人分	144	141	138
共同生活援助	人分	85	85	85
自立生活援助	人分	0	1	1

■相談支援

サービス名	単位	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
計画相談支援	人分	800	820	840
地域移行支援	人分	5	5	5
地域定着支援	人分	0	1	1

4. 地域生活支援事業の見込量（再掲）

本計画では、地域生活支援事業の計画期間（令和6年度から令和8年度まで）のサービス見込量を定めています。

サービス名	単位	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
相談支援事業	カ所	4	4	4
コミュニケーション支援	回	160	160	160
日常生活用具給付	件	2,900	2,900	2,900
（介護・訓練支援用具）	件	10	10	10
（自立生活支援用具）	件	15	15	15
（在宅療養等支援用具）	件	20	20	20
（情報・意思疎通支援用具）	件	50	50	50
（排せつ管理支援用具）	件	2,800	2,800	2,800
（住宅改修費）	件	5	5	5
移動支援	人	40	40	40
地域活動支援センター	カ所	1	1	1
日中一時支援事業	人	60	60	60
訪問入浴事業	人	10	10	10
生活支援事業	人	5	5	5
重度障がい者等就労支援特別事業	人	1	2	3
福祉ホーム	人	9	9	9
成年後見制度利用支援事業	人	5	5	5
手話奉仕員養成事業	人	50	50	50

5. 障がい児のこども・子育て支援等の見込量（再掲）

本計画では、障がい児のこども・子育て支援等の計画期間（令和6年度から令和8年度まで）の体制整備の見込量を定めています。

区分	単位	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
保育園での障がい児の受入れ	人	270人	270人	270人
放課後児童クラブでの障がい児の受入れ	人	60人	60人	60人

6. 障がい児通所支援等の見込量（再掲）

本計画では、障がい児通所支援等の計画期間（令和6年度から令和8年度まで）のサービス見込量を定めています。

サービス名	単位	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
児童発達支援	人分	300	300	300
	人日分	1,200	1,200	1,200
放課後等デイサービス	人分	280	280	280
	人日分	2,700	2,700	2,700
保育所等訪問支援	人分	30	30	30
	人日分	60	60	60
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	1	1
	人日分	5	5	5
計画相談支援（障がい児）	人分	150	150	150

7. 障がい者マークの種類

障がい者マークは、障がいの状態によって様々な種類のマークがあります。
ここでは、各団体等が作成・所管する障がい者マークの一例を紹介します。

	<p>身体障害者標識</p> <p>手や足などに障がいがある方が車を運転する場合に、車に表示するマークです。</p> <p>このマークを表示した車に対し、幅寄せや割り込みをすると道路交通法違反となります。</p>
	<p>聴覚障害者標識</p> <p>音が聞こえない、聞こえにくいなどの障がいがある方が車を運転する場合に、車に表示します。</p> <p>このマークを表示した車に対し、幅寄せや割り込みをすると道路交通法違反となります。</p>
	<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>障がい者に配慮された建物、施設であることを示す世界共通のマークです。</p> <p>このマークのある駐車場やトイレ等では、障がい者の利用に配慮をお願いします。</p>
	<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> <p>視覚障がい者に配慮された建物、設備、機器などに付けられている世界共通のマークです。</p> <p>街角の信号などでこのマークを見かけたら、視覚障がい者への支援や協力をお願いします。</p>

	<p>耳マーク</p> <p>耳に障がい者が、自身の障がいを表すために身に付けるマークです。自治体、病院、銀行等の窓口でも表示され、聴覚障がい者が利用しやすい環境づくりに活用されています。このマークを身に付けている方には、「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をお願いします。</p>
	<p>ほじょ犬マーク</p> <p>店舗などの出入口に表示され、身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の受け入れについて周囲への理解を求めるマークです。</p> <p>補助犬は、店舗などに入れることが法律で認められていますので、補助犬を見かけたら、受け入れへの理解をお願いします。</p>
	<p>オストメイトマーク</p> <p>トイレの入り口に表示され、人工肛門、人工膀胱を保有する方が利用できるトイレであることを示しています。</p> <p>オストメイト対応トイレがどこにあるか聞かれたときは、このマークのあるトイレをご案内ください。</p>
	<p>ハートプラスマーク</p> <p>内臓に障がいなどがあり、見た目にはわからない方への配慮を求めるマークです。ご本人が身に付けていたり、駐車場や鉄道・バスの車内等に表示されています。</p> <p>このマークを身に付けている方を見かけたときは、優先駐車場や優先席の利用を進める、携帯電話の使用を控えるなどの配慮をお願いします。</p>

	<p>障害者雇用支援マーク</p> <p>障がい者の就労を応援する企業や団体等がホームページや広告物などに表示するマークです。就労を希望する障がいのある方にとって、障がい者雇用を積極的に行っている企業等がどこにあるのかをわかりやすくし、企業側と障がい者の橋渡しをめざしたものです。</p>
	<p>白杖SOSシグナル普及啓発シンボルマーク</p> <p>視覚障がい者が困っているときに、白杖を高く掲げて周囲に助けを求める「白杖SOSシグナル」を知ってもらうためのマークです。視覚障がい者方が白杖を掲げているのを見かけたら、すすんで声をかけ、手助けをお願いします。</p>
	<p>ヘルプマーク</p> <p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークです。このマークは、ストラップを使用して、カバンなどにつけることができます。</p>
	<p>手話マーク</p> <p>「手話で対応できます」「手話でコミュニケーションをとれる人がいます」ということを示すためのマークで、官公署、公共施設や交通機関の窓口などに設置してあります。</p> <p>耳に障がいのある方にとって、このマークがあると、安心して公共施設等を利用することができます。</p>

第3期 高山市障がい者福祉総合計画

令和6年3月

■発行 高山市福祉部福祉課・子育て支援課
〒506-8555
岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
電話 0577-32-3333（代表）